

山梨県森林公園金川の森
管理運営業務の内容及び基準

令和 8 年 5 月
山 梨 県

目 次

1	設置目的	1
2	施設の概要	1
3	施設全般に関する業務等	
	(1) 公園施設の営業日等	1
	(2) 利用の承認等	1
	(3) 利用料金の徴収	2
	(4) 利用料金の減免	2
	(5) 利用料金の還付	2
	(6) 禁止行為の防止	2
	(7) 緊急時の対応	2
	(8) 関係機関との連絡調整	2
	(9) 事業報告書等の作成及び提出	3
	(10) 業務計画書の作成及び提出	3
	(11) 利用者サービスの向上	3
	(12) 広報活動	4
	(13) ボランティアとの協働	4
	(14) 森林セラピー基地の運営	5
	(15) 施設の効果を高める取り組み	5
	(16) 情報の管理	5
	(17) 管理運営体制	5
	(18) 暴力団の排除措置	5
4	施設の維持管理業務	
	(1) 施設及び設備点検業務	6
	(2) 清掃業務	6
	(3) 保守管理業務	6
	(4) 植栽等管理業務	6
	(5) 修繕業務	6
	(6) 備品管理業務	7
	(7) 駐車場管理業務	7
	(8) 保安警備業務	7
	(9) 防火、防災業務	7
5	施設の運営業務	
	(1) サービスセンター	7
	(2) サイクルステーション（スポーツの森）	8
	(3) サイクルステーション（どんぐりの森）	8
6	普及・啓発等に関する業務	
	(1) 主催事業	8

(2) 支援事業	9
(3) 施設の整備・充実	9
7 その他	
(1) 補償対策	9
(2) 保険への加入	9
(3) 親水施設用水及びゲートボール場水道使用料	9
(4) 借地料	10
(5) モニタリングの実施	10
(6) 緑化推進事業への協力	10
(7) 環境への配慮	10
別表 1 施設の詳細	11
別表 2 建物の詳細	14
別表 3 備品	15
別表 4 維持管理業務の内容	17
別表 5 令和4・5・6年度主催事業	19
別表 6 令和4・5・6年度利用実績	36
別表 7 令和4・5・6年度管理運営経費内訳	37
別表 8 令和6年度モニタリングシート	40
添付資料1 山梨県都市公園条例（抜粋）	49
添付資料2 山梨県都市公園条例施行規則	66
添付資料3 金川の森位置図	80
添付資料4 金川の森全体設計平面図（1～4）	81
添付資料5 サービスセンター平面図	85
添付資料6 サイクルステーション平面図	86
添付資料7 自動体外式除細動器の管理仕様書	87
添付資料8 関係法令一覧	88
添付資料9 山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森 指定管理業務モニタリング実施要領	89
添付資料10 山梨県建築物点検マニュアル（抜粋）	92

森林公園金川の森（以下「金川の森」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、山梨県都市公園条例（以下「条例」という。）、山梨県都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）、都市公園法（以下「法律」という。）、及び森林法、その他関係法令等によるほか、この基準による。

1 設置目的

金川沿岸の水害防備の歴史を有する貴重な平地林を中心とした森林を将来にわたって保存し、保安林機能の増進を図るとともに、県民の保健休養の場として活用する。

2 公園施設の概要

公園面積 36.2ha

主な区域及び面積	主要施設
どんぐりの森 10.9 ha	サービスセンター（管理事務所）、サイクルステーション、トイレ、遊具施設、経塚古墳、ターゲットバードゴルフ場（ミニコース）、森のせせらぎ、峯望池
スポーツの森 11.3ha	サイクルステーション、乗り物広場、トイレ、ターゲットバードゴルフ場、マウンテンバイクコース、遊具施設等
かぶとむしの森 5.3ha	バードデッキ、遊具施設、野鳥のせせらぎ、ゲートボール場、いきもの観察施設、トイレ等
こもれびの森 2.3ha	ドッグラン、水飲み等

※詳細については別表1、別表2、添付資料3～6参照

3 施設全般に関する業務等

(1) 公園施設の営業日等

- 次表のとおりとする。ただし、毎週月曜日は休業日とし、この日が休日の場合はその翌日を休業日とする。

区分	営業日	利用時間	摘要
サービスセンター サイクルステーション ターゲットバードゴルフ場 乗り物広場	1/2～12/28	9:00～17:00	1/2～3、4/30～5/5及び7/21～8/31は無休とする

- 利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて営業時間の延長を行うこと。
- 営業日及び利用時間を変更する場合は、あらかじめ県の承認を得て変更することができる。

(2) 利用の承認等

- 条例第十四条に基づきターゲットバードゴルフ場及び用具、自転車、電動アシスト自転車及びサイクルカートの利用承認等を行うこと。
- 施設利用の事務手続きだけでなく、承認の権限も有することに留意し、県民の平等な利用の確保に努めること。
- 利用申込書等の様式を定めること。
- 次に該当する場合は、利用の承認をしない、又は承認を取り消すこと。
 - ① 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

- ② 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - ③ その他管理上支障があると認められるとき。
- (3) 利用料金の徴収
- ・ ターゲットボードゴルフ場及び用具、自転車、電動アシスト自転車及びサイクルカーの利用料金の徴収を行うこと。
 - ・ 利用料金の額は、条例で定める範囲内で指定管理者が知事の承認を得て定めること。
- (4) 利用料金の減免
- ・ 条例第十六条第三項及び規則第六条に基づき、次に該当する者がターゲットボードゴルフ場を利用する場合は利用料金の全額を免除することとする。
 - ① 六十五歳以上の者（県内に居住する者に限る。）
 - ② 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者
 - ③ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童又は生徒（土曜日に利用する場合に限るものとし、定期利用である場合を除く。）
 - ・ また、県が公用または公共用に使用する場合は利用料金の全額を免除し、その他知事が必要と認めた場合は、知事が相当と認めた額を免除することとする。
- (5) 利用料金の還付
- ・ 既に納付した利用料金は、原則還付はしないこと。
ただし、利用者の責に帰することができない理由によって利用できなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- (6) 禁止行為の防止
- ・ 条例第三条で禁止されている行為や、オートバイの乗り入れ、危険な利用（ゴルフ、野球等）等を禁止し、利用者の安全の確保に努めること。
- (7) 緊急時の対応
- ・ 公園内での急病人や怪我人、火災、犯罪等の発生による関係機関への速やかな通報及び事故報告など、緊急時を想定した事故対応マニュアルを策定するとともに、それらに基づく訓練を年1回以上実施すること。
 - ・ 緊急または重要な事項は速やかに県に報告し、適切な対応をとること。
 - ・ 自動体外式除細動器（AED）については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。なお管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器の管理仕様書」に基づくこと。
 - ・ 国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講ずること。
- (8) 関係機関との連絡調整
- ・ 施設の円滑な運営のため、必要に応じて県や笛吹市、金川沿岸を守る会、その他関係団体等と連絡調整を図ること。
 - ・ 森林公園である山梨県立武田の杜保健休養林（甲府市）の指定管理者と情報交換を行うとともに、主催事業に係る連携に努めること。

(9) 事業報告書等の作成及び提出

- ・ 定期報告書（事業進捗状況報告）

指定管理者は、利用者数及び事業実施状況、利用料金収入状況について、月ごとにまとめ翌月10日までに報告すること。

なお、管理運営にあたっては、1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他の維持管理業務、窓口運営業務等）や県民対応など特記事項を記した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行うこと。

- ・ 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後2ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から2ヶ月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出すること。

- ① 事業実績及び利用状況
- ② 利用料金の収入状況
- ③ 管理業務に係る収支状況
- ④ 自主事業の実施状況及び収支状況
- ⑤ その他必要な事項

- ・ その他随時報告等

指定管理者は、県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出すること。

(10) 業務計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度2月末日までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な業務計画書を作成し、県に提出すること。

- ① 次年度の運営目標
- ② 実施事業（自主事業を含む）の概要及び実施時期
- ③ 管理運営体制
- ④ 管理業務に掛かる収支予算
- ⑤ その他必要な事項

(11) 利用者サービスの向上

○利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

指定管理者は、利用者等を対象に四半期ごとにアンケート調査を実施し、意見や要望、満足度等について把握し、業務改善等管理運営に反映させるよう努めること。

アンケートの内容については県と協議を行うこと。また、利用者等のアンケート結果及び業務改善の状況を四半期ごとに取りまとめ、2ヶ月以内に県に提出すること。

○キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、キャッシュレス決済を導入すること。

サービスセンター及びサイクルステーションについて、多様な決済手段（コード決済等）に対応すること。

なお、令和9年4月末までに、導入すること。

○自動販売機の設置

指定管理者は、施設の目的を達成し、利用者のサービス向上を図るため、自動販売機の設置を行うこと。

○自主事業

公園施設を活用して利用者の増加や、サービスの向上に資する以下のような事業を行うことができる。

ア イベント、各種興行

イベント、興行等を自ら企画・開催又は誘致し、有料公園施設又は園路・広場を使用する場合は、あらかじめ県と協議の上、以下の条件を満たせば、その収益を指定管理者の収入とすることができる。

- ・施設の設置目的に沿った内容であること
- ・公序良俗に反しない興行であること
- ・施設の汚損を伴わないものであること

ただし、有料公園施設以外の園路・広場等を利用して行う場合は、法律又は条例による行為の許可を得て行うこと。

イ 物販事業

指定管理者は、施設の目的を達成し、利用者のサービス向上を図るため、ケータリングカー（移動販売車）スペースにおける食事等の提供、いきもの観察施設における昆虫の観察や採取の体験・販売等の提供を行うことができる。

サービスについては、指定管理者自らが行うほか指定管理者が募集した出店者が行うことも可能だが、サービス内容、出店者の選定基準、出店料については、事前に山梨県と協議し、承認を得ること。

設置・管理等に要する費用は指定管理者が負担すること。

なお、指定管理者が行う事業として基本協定で締結する場合、行政財産目的外使用許可は必要ない。

(12) 広報活動

金川の森のPR及び情報提供のため、以下の例を参考に必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

ア ホームページの開設、更新等

イ 案内パンフレット等の作成、配布

ウ 情報誌、主催事業のチラシ等の作成、配布

(13) ボランティアとの協働

- ・ 金川の森の管理、運営にあたり、金川の森公園サポーター制度を継続し、金川沿岸を守る会など、ボランティア組織との連携や育成に努めること。
- ・ ボランティア活動への支援・協力を要請された場合は、業務に支障がない限り資機材の貸し出し等の支援を行うこと。
- ・ ゲートボール場及びターゲットバードゴルフミニコース等の管理運営について、指定管理者はそれぞれ地元ボランティア団体と協定を締結し、施設の維持管理や利用者間の調整等を円滑に行うこと。

(14) 森林セラピー基地の運営

- ・ NPO法人森林セラピーソサエティにより認定された森林セラピー基地として、特色ある運営を行うこと。
- ・ 山梨県が「森林公園等を活用した誘客促進事業」において開発した森林セラピープログラム・モニターツアー等を生かし森林セラピー基地運営の基盤とすること。
- ・ 森林セラピー基地「全国ネットワーク会議」への参加等により、全国の認定団体との情報交換を行い、森林セラピーの普及啓発、利用促進に努めること。

(15) 施設の効果を高める取り組み

①地域に貢献する取り組み

地域、関係機関、ボランティア等との連携を図るとともに、施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上を図ること。

②市町村との連携

施設所在周辺市町村と連携して、地域活性化に取り組むこと。

③施設運営の課題に対する取り組み

施設運営において、次に提示する課題の解決につながる自主事業を実施すること。

- ・ 有料施設の利用促進
- ・ 自然体験プログラム等の体験イベントを通じた自然へ親しむ機会の提供の促進

④広域誘客の促進及び新たな付加価値の創出

中央自動車道や国道20号からの良好なアクセス性を活かし、県外観光客を対象に、森林公園ならではの魅力と山梨らしさを打ち出すとともに、峡東エリアの観光施設等と連携し、収益化につながる取組を行うこと。

(16) 情報の管理

- ・ 個人情報保護法の規定を遵守するとともに、山梨県個人情報保護条例に基づき、施設の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行うこと。
- ・ 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置など、個人情報の保護に関する要綱を定めること。

(17) 管理運営体制

- ・ 金川の森の適切な管理運営を実施するため、組織の体制を明確にするとともに、必要な有資格者及び経験者等を配置し、管理責任者を明確にすること。
- ・ 職員の研修を行う等、利用者に対するサービスの向上を常に図ること。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応すること。

(18) 暴力団の排除措置

施設の管理運営から暴力団等を排除するため、次の措置を行うこと。

- ・ 契約を行おうとする相手方が暴力団関係者であるか否か疑わしいときには、誓約書及び役員名簿を徴し、県有林課を通じて警察に照会すること。
- ・ 警察からの情報提供で契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に、契約解除等が行えるよう契約条項に記載すること。

4 施設の維持管理業務

(1) 施設及び設備点検業務

- ・ 指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル」に基づき、施設及び設備について、日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。
- ・ 日常点検においては、様式1及び日常点検票（様式2）を参考に、目視等による施設・設備・遊具等の巡回点検を日常的に行い、常に安全かつ良好な状態を保持し、異常を発見した場合は速やかに適切な処置を行うこと。点検結果は各施設に保管すること。
- ・ 事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定し、適切に運用すること。
- ・ 電球、蛍光灯、トイレトーパー等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換を行うこと。

(2) 清掃業務

- ・ 良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、快適な空間を保つため、清掃業務を実施すること。
- ・ 公園内の清掃業務については、別表4を参考に実施すること。

(3) 保守管理業務

- ・ 施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努めること。
- ・ 公園内の施設・設備の保守管理については別表4を参考に実施すること。

(4) 植栽等管理業務

- ・ 利用者の安全を確保しつつ、植栽等の特性、美しい景観に配慮し快適な空間を提供することができるよう、植栽等管理業務を実施すること。
- ・ 公園内の樹木及び芝生等の維持管理については、別表4を参考に実施すること。
- ・ 保安林機能の増進のため、枯損木等が生じた場合は補植を行うなど、健全な森林の維持に留意すること。
- ・ 草刈りの際には、稀少植物の保護に充分留意すること。
- ・ 治水広場は、山梨県消防防災ヘリコプター及び県立中央病院のドクターヘリの離着陸に支障のないよう管理すること。

(5) 修繕業務

① 応急的な修繕

公園内における施設・設備等が破損、損壊または老朽化などにより、安全または管理運営上直ちに修繕を行う必要がある場合は、次のとおり行うこと。

- ・ 早急に修繕方法の検討及び修繕経費の見積りを行う。
- ・ 修繕に要する経費が60万円未満の場合は、指定管理者が直ちに修繕を行う。
- ・ 修繕に要する経費が60万円以上の場合は、速やかに見積書を添付し県に報告すること。

② 計画的な修繕

修繕が必要な施設・設備のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについて

は、県からの別途指示により、指定管理者が修繕の箇所、内容、金額、優先順位等を報告すること。

県は、指定管理者の報告に基づき計画的に行う修繕項目を選定し、次年度以降予算の範囲内で修繕を実施又は指定管理者に指示を行う。

(6) 備品管理業務

- ・ 施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うとともに、不具合が生じた備品は、60万円未満の修繕費のものについては、指定管理者が修繕すること。
- ・ 修繕できない備品については、県に破損の報告をすること。なお、更新については、県が行うものとする。
- ・ 新たな備品が必要な場合には、県に協議すること。
- ・ 備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えずに使用に耐えるもので、購入単価が原則10万円以上の物品をいう。
- ・ 県は業務に必要な車両を指定管理者に貸与することとする。車両の車検については指定管理者が行うこと。

※備品の詳細については、別表3参照

(7) 駐車場管理業務

- ・ ゴールデンウィーク等多くの来園が見込まれる場合には、駐車整理のための要員を配置すること。
- ・ 駐車場の利用は、原則として公園利用者に限ることとする。
- ・ 利用時間については、利用者の利便性等を勘案し、定めること。

(8) 保安警備業務

- ・ 防犯に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために保安警備業務を行うこと。また、公園の異常の有無の確認等のため、公園内を巡回すること。
- ・ サービスセンター及びサイクルステーションについては、休業日、夜間の防犯、防火のため、機械警備を導入すること。

(9) 防火、防災業務

- ・ 防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために防火、防災業務を行うこと。
- ・ サービスセンター及びサイクルステーションについては、消防法第8条第1項に基づき、甲種防火管理講習を修了した防火管理者を配置し、消防計画書を届け出ること。
- ・ 金川の森は、東海地震及び南関東直下の地震の防災対策強化地域に指定されているため、大規模地震対策特別措置法第7条第1項により地震防災応急計画を作成し、提出すること。

5 施設の運營業務

(1) サービスセンター

ア 窓口業務

公園の総合窓口として次に掲げる業務を行うこと。

- ・ 公園全体の管理運営の統括、連絡調整
 - ・ 公園利用者の接遇
 - ・ 公園利用（遠足、研修等）の受付
- イ インフォメーションホール及び図書コーナーの管理運営
- ・ 展示物、掲示物、図書等は常に整理し、最新情報を提供するなど、利用者が利用しやすい環境を維持すること。
 - ・ 主催事業、写真展、展覧会などの会場として活用を図ること。
 - ・ 周辺観光施設等に関する情報提供を行うこと。
- ウ 救護室の管理運営
- 不測の事態に対応できるよう、救急用具及び薬品を備えつけておくこと。一方、平常時には主催事業の講習、利用者の研修及び会議等の利用を図ること。

(2) サイクルステーション（スポーツの森）

ア 窓口業務

金川の森は、金川と道路により7エリアに分かれていることから、公園全体の総合窓口はサービスセンターで行い、スポーツの森は次に掲げる窓口業務を行うこと。

- ・ ターゲットバードゴルフ場及び自転車、電動アシスト自転車、サイクルカートの利用受付、承認並びに利用料金の徴収等。
 - ・ 乗り物広場の利用指導、安全管理
 - ・ 公園のサブサービスセンターとしての管理運営
 - ・ 公園利用者の接遇
 - ・ 公園利用者への情報提供
- イ 休憩室の管理運営
- 常に利用しやすい環境を整えるとともに、主催事業の講習等の利用を図ること。

(3) サイクルステーション（どんぐりの森）

ア 窓口業務

どんぐりの森における自転車利用の窓口として次に掲げる業務を行うこと。

- ・ 自転車、電動アシスト自転車の利用受付並びに利用料金の徴収等。
- ・ 乗り物広場の利用指導、安全管理
- ・ 公園利用者の接遇

6 普及・啓発等に関する業務

(1) 主催事業

- ・ 金川の森の自然に親しみ、森林への理解を深めてもらう機会を提供するため、森林、植物、昆虫など自然科学や、交通安全の普及啓発のための交通道德に関するイベント、水害防備林の伝承に関する企画、森林セラピーなど、公園の効用を発揮できるような主催事業を実施すること。
- ・ 利用者の要望を取り入れ、児童から高齢者まで参加できるような内容とすること。
- ・ 主催事業と自主事業は目的、内容において区分を明確にすること。

※令和4・5・6年度の実施内容等については、別表5参照。

※森林セラピーについては、年12回程度の体験プログラムを実施すること。

(2) 支援事業

- ・ 依頼を受けた場合には、小中学校の総合学習や社会教育の場の提供、講師の派遣等の支援を行うこと。
- ・ 公園の効用を発揮するため、主催事業等を通じ、公園を活動の場として、レクリエーション、野外学習及びボランティア活動等を自主的に実施できる組織づくりに取り組むこと。

(3) 施設の整備・充実

- ・ 案内説明板等を随時更新し、必要に応じて補充すること。

7 その他

(1) 補償対策

指定管理者の管理瑕疵により利用者の生命や身体に損害を与え、または財物を損傷した場合、指定管理者がその損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、山梨県と指定管理者が協議のうえ対応するものとする。

(2) 保険への加入

① 火災共済保険

建築物に対する火災共済保険は、県で加入する。

② 施設賠償責任保険

指定管理者が加入する賠償責任保険の契約内容について、その基準は下記のとおりとする。なお、県と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険に加入すること。

- ・ 賠償責任保険加入面積 36.2ha（公園面積）
- ・ 対人 被害者1名につき1億円以上 1事故3億円以上
- ・ 対物 1事故500万円以上

③ 自動車損害賠償責任保険及び任意保険

指定管理者は、自動車損害賠償責任保険に加入するとともに、任意保険についても下記の基準により加入すること。

- ・ 小型貨物自動車、軽四輪貨物車

対人賠償	1名につき	無制限
対物賠償	1事故につき	無制限(免責金額 0円)
人身傷害	1名につき	5,000万円以上

④ 自転車損害賠償責任保険

指定管理者は、レンタサイクル用の自転車損害賠償責任保険に加入すること。

(3) 親水施設用水及びゲートボール場水道使用料

笛吹川沿岸土地改良区と畑地かんがい用水の使用協定を締結している、どんぐりの森の親水施設の用水の使用料（令和7年度実績：1,429,600円/年）は、指定管理者が委託料より支払うこととする。

また、かぶとむしの森のゲートボール場の水道の使用料（令和7年度実績：16,260円/年）についても、指定管理者が委託料より支払うこととする。

（4）借地料

スポーツの森の敷地の一部に係る借地料については、県が負担する。

（5）モニタリングの実施

指定管理者は、別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」等に基づき県が実施するモニタリングに協力すること。

期待される施策効果が発揮できているか、モニタリングを通じて評価・検証するにあたっては、次の内容を目標とする。

- ・ 有料施設（自転車、ターゲットバードゴルフ）の利用件数について、前年度実績以上の達成を目標とする。
- ・ 施設利用者の満足度アンケート調査について、「満足」「どちらかといえば満足」の合計90%以上の達成を目標とする。
- ・ 自然体験プログラム等の体験イベントの実施回数について、過年度実施回数を確保する。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は立ち入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。是正勧告を受けても改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

（6）緑化推進事業への協力

緑の知識や技術を学ぶ講座など県が行う緑化推進事業の場の提供に協力すること。

（7）環境への配慮

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県はやまなしエネルギー環境マネジメントシステムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮すること。

（主な取り組み）

- ① 県の環境管理システムで定める共通実施計画の取組について、可能な限り実施すること。
- ② エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。
- ③ 環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ④ ①の実施状況及び②の使用状況等については、半年ごとに県に報告すること。

施設の詳細

別表1

区域名	種類	名称	数量	単位	備考
どんぐりの森	緑地	樹林地	58,250	m ²	
		芝生地	11,875	m ²	
		ワイルドフラワー	4,280	m ²	
	建物	サービスセンター	1	棟	木造
		サイクルステーション	1	棟	鉄筋造平屋建
		滝の広場トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート壁式構造平屋建
		冒険の砦トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		休憩舎	1	棟	木造 12,740×3,640
		サイクリング・ステーション(小)	1	棟	木造、3,600×3,600
		かすみ提東トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		四阿	2	棟	木造
	公園車庫	1	棟	鉄骨造	
	遊具	ロッキング遊具	2	基	
		スプリング遊具	3	基	
		大型複合遊具	1	基	
		登りネット	1	基	3,000×4,400
		ローラースライダー	1	基	
		ターザンロープ	1	基	
		サスケジャンプ	1	基	
		クライム遊具	1	基	
		ローラー滑り台	1	基	
		丸太ステップ	1	基	
		丸太平均台	1	基	
		ロープ渡り	1	基	
		2連ブランコ	1	基	
		幼児用滑り台	1	基	
		砂場	1	基	
		コンビネーション遊具	1	基	
	その他施設	受変電設備	1	式	
		カーポート	1	基	5,055×2,860
		テラス(峯望池)	1	式	手摺・橋・縁木A・B・C含む 木造・耐候性鋼材
		テラス(野の花広場)	1	基	木造
		デッキ(どんぐりの森)	1	基	1,500×22,500 木造・耐候性鋼材
		森のせせらぎ	1	式	一の泉・二の泉・流れⅠ・Ⅱ・Ⅲ・滝含む
		峯望池	1	式	
		小橋Ⅰ	2	基	W=1,500 L=6,000 木造 森のせせらぎ
		小橋Ⅱ	4	基	W=1,500 L=4,080 木造 森のせせらぎ
		滝のステージ	1	式	水路・浄化ピット含む
		カナル	1	式	
		見晴台	1	式	経塚
		水飲み	5	基	450×550×800 擬石
		足洗い場	1	基	
		時計A	2	基	スタンダード
		時計C	1	基	カリオン
		外灯A	52	基	LED
		外灯B	8	基	フットライト
		照明器具A	4	基	LED
背つきベンチ		35	基	L=1,800	
背なしベンチ		32	基	L=1,800	
縁台		8	基	W=990 L=2,000 木造	
スツール		1	基	石	
ピクニックテーブル		5	基	1,200×1,200 木造	
ピクニックベンチ		20	基	L=1,200 H=450 木造	
受水槽設備		2	基	5m ³ 、1.5m ³	
モニターゲートバードゴルフ場		1	式	18ホール	
パーペキュー場	1	式	5サイト(屋根付き2、屋根なし3)		
飲食スペース(ケータリングカー)	1	式	ウッドデッキ、パーゴラ、電源設備		
かぶとむし虫飼育小屋	1	基	パイプ+ワイヤーメッシュ		
第1駐車場			118台		
第3駐車場			60台		

施設の詳細

別表1

区域名	種類	名称	数量	単位	備考
スポーツの森	緑地	樹林地	70,550	m ²	
		芝生地	11,780	m ²	
	建物	サイクルステーション	1	棟	鉄筋コンクリート造平屋建
		カートピット	1	棟	鉄骨造
		第2駐車場トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート壁式構造平屋建
		サイクリング・ステーション(小)	2	棟	木造、3,600×3,600
		第4駐車場トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		TGBトイレ	1	棟	木造平屋建
	遊具	子どもの城	1	式	
		線路デッキ	1	基	
		クライミング遊具	1	基	
		鉄道	1	式	
		駅舎	2	基	
		トンネル	1	式	
		おとぎの城	1	基	
		ミニハウス	1	基	
		おこりんぼう	1	基	
		マリポン(大)	2	基	
		マリポン(中)	2	基	
		そら豆テーブル	2	基	
		デージーイス	2	基	
		木製ベンチ	4	基	
	大砂場	1	基		
	健康遊具	5	基	バランス円盤、ふみいたストレッチ、ぶらぶらストレッチ、	
	その他施設	太陽発電システム	1	式	5kw サイクルステーション内
		デッキ(スポーツの森)	1	基	7,985×6,090 木造・耐候性鋼材
		石橋A	1	基	L=10,000
		石橋B	1	基	L=6,000
		鉄橋	1	基	ウォールⅠ・Ⅱ含む 鉄筋コンクリート
		古墳復元	1	式	
		水飲み	4	基	450×550×800
		擬木水飲み	1	基	
		時計A	3	基	スタンダード
		時計B	1	基	乗り物広場
		信号	1	基	
		外灯A	13	基	LED
		屋外スピーカー	3	基	5m カラーボール共
		背つきベンチ	25	基	L=1,800 木造
		背なしベンチ	26	基	L=1,800 木造
		スツール	1	基	石
ピクニックテーブル		6	基	1,200×1,200	
ピクニックベンチ		20	基	L=1,200 H=450	
ベンチテーブル		3	基	乗り物広場	
パーゴラ		1	基	木造・鋼材	
花電車		1	式	鋼材・木	
プラットホーム		1	基	ブロック舗装・コンクリート	
ログパーゴラB		1	基	木造	
水制V		5	基	中空三角ブロック移設	
かすみ提ミニチュア		1	式	御影石 h=450、L=71,000	
太陽電池時計		1	基	治水広場	
受水槽設備		1	基	5m ³	
マウンテンバイクコース		1	式		
ターゲットパードゴルフ場		1	式	18ホール	
飲食スペース(ケータリングカー)		1	式	開閉式テント、電源設備	
木製階段		3	基	6段、7段、9段 (治水公園内)	
第2駐車場				204台	
第4駐車場			9台		

施設の詳細

別表1

区域名	種類	名称	数量	単位	備考
さくらの森	緑地	樹林地	10,820	m ²	
		芝生地	11,045	m ²	
	建物	さくらの森トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		サイクリング・ステーション(小)	1	棟	木造、3,600×3,600
	その他施設	外灯A	2	基	LED
		背なしベンチ	4	基	L=1,800
		縁台	8	基	W=990 L=2,000
		花見台	1	基	木造・耐候性鋼材
		サークルベンチ	1	基	
		受水槽設備	1	基	0.5m ³ 、ソーラー時計付き
	第5駐車場			23台	
ふれあいの森	緑地	樹林地	26,710	m ²	
		芝生地	6,635	m ²	
	建物	ふれあいの森トイレ	1	棟	木造+アルミサッシ+珪藻土壁式構造
		四阿	1	棟	
	その他施設	縁台	10	基	
		外灯A	1	基	LED
		第6駐車場			20台
	第7駐車場			5台	
かぶとむしの森	緑地	樹林地	45,760	m ²	
	建物	かぶとむしの森トイレ	1	棟	鉄筋コンクリート造+木造平屋建
		かぶとむしの森トイレ(P9)	1	棟	木造平屋建
	遊具	ひねりん	1	基	
		くるくるすべり棒	1	基	
		2連ブランコ	1	基	
		ジャングルジム	1	基	
		3連鉄棒	1	基	
		スプリング遊具	2	基	
		その他施設	外灯A	1	基
	野鳥のせせらぎ		1	式	流出施設含む
	ほたる池		1	式	取水施設含む
	だんだん池		1	式	
	井戸		1	式	
	橋		1	基	W=3,000 L=4,000
	木橋Ⅰ		1	基	W=1,000 L=3,000
	木橋Ⅱ		1	基	W=1,400 L=5,500
	木橋Ⅲ		1	基	W=2,000 L=2,000(バードデッキ隣)
	木製改段		1	基	W=2,000 13段 (バードデッキ隣)
	いきもの観察施設		1	基	木製パーゴラ+ネット
	空中観察施設		2	基	木製
	背つきベンチ		4	基	L=1,800
	背なしベンチ		3	基	L=1,800
	バードデッキ	1	基	木造	
ゲートボール場	3	面			
	第8駐車場			13台	
	第9駐車場			25台	
こもれびの森	緑地	樹林地	22,135	m ²	
		芝生地	120	m ²	
	その他施設	古墳復元	1	式	
		縁台	3	基	W=990 L=2,000
		ドッグラン	1,084	m ²	
	ログパーゴラA	1	基		

建物の詳細

別表2

区分	名称	構造及び規模	数量	建物		設置年月	備考
				建築面積	延床面積		
どんぐりの森	サービスセンター	木造	1	366.63	349.97	H7.12	事務室、インフォメーションホール、 救護室、トイレ、湯沸室、更衣室
	サイクルステーション	鉄骨造平屋建	1	113.40	113.40	H25.3	詰所、修繕スペース、駐輪場
	公園車庫	鉄骨造	1	9.75	9.75	H7	
	滝の広場トイレ	鉄筋コンクリート壁式 構造平屋建	1	46.37	46.37	H8.3	男：大1、小2、手洗2、 女：大2、手洗2、 身障：大1、手洗1
	冒険の岩トイレ	鉄筋コンクリート造＋ 木造平屋建	1	36.49	27.73	H8.3	男：大1、小2、手洗2、 女：大2、手洗2、 身障：大1、手洗1
	休憩舎	木造	1	46.37	46.37	R6.2	
	サイクリング・ステーション(小)	木造	1	12.96	12.96	H8.3	
	かすみ提東トイレ	鉄筋コンクリート造＋ 木造平屋建	1	36.49	27.73	H8.3	男：大1、小2、手洗2、 女：大2、手洗2、 身障：大1、手洗1
	四阿	木造	1	9.00	9.00	H8.3	
	四阿	木造	1	4.86	4.86	R3.10	
スポーツの森	サイクルステーション	鉄筋コンクリート造平 屋建	1	414.45	349.15	H7.12	事務室、自転車倉庫、トイレ、 休憩室
	カートピット	鉄骨造	1	52.58	30.52	H8.3	
	第2駐車場トイレ	鉄筋コンクリート壁式 構造平屋建	1	39.81	39.81	H8.3	男：大1、小2、手洗2、 女：大2、手洗2、 身障：大1、手洗1
	サイクリング・ステーション(小)	木造	2	12.96	12.96	H8.3	
	第4駐車場トイレ	鉄筋コンクリート造＋ 木造平屋建	1	36.49	27.73	H8.3	男：大1、小2、手洗2、 女：大2、手洗2、 身障：大1、手洗1
	TGBトイレ	木造平屋建	1	7.45	7.45	R3.10	男：大1、小1、女：大1、 手洗：1
さくらの森	さくらの森トイレ	鉄筋コンクリート造＋ 木造平屋建	1	36.49	27.73	H8.3	男：大1、小2、手洗2、 女：大2、手洗2、 身障：大1、手洗1
	サイクリング・ステーション(小)	木造	1	12.96	12.96	H8.3	
ふれあいの森	ふれあいの森トイレ	木造＋アルミサンドイ チパネル壁式構造	1	9.81	9.81	H7	男：大1、小1、手洗1、 女：大1、手洗1、 身障：大1、手洗1
	四阿	木造	1	9.00	9.00	H8.3	
かぶとむしの森	かぶとむしの森トイレ	鉄筋コンクリート造＋ 木造平屋建	1	36.49	27.73	H8.3	男：大1、小2、手洗2、 女：大2、手洗2、 身障：大1、手洗1
	かぶとむしの森トイレ(P9)	木造平屋建	1	34.58	33.12	H25.3	男：大1、小2、手洗1、 女：大2、手洗2、 身障：大1、手洗1

備品一覧表

別表3

No.	品名	数量	計	規格	機種	使用場所
1	事務机	1	4	1000*700*700	間伐材	管理事務所 サイクルステーション
2	傘立て	1	2	1285*460*915	間伐材	管理事務所 サイクルステーション
3	ティンキキャビネット	2	2	600*450*1790	プラス BK600S/TC-600J	サイクルステーション
4	クリアケースキャビネット大	1	2	900*400*886	プラス MT-320PB	管理事務所 サイクルステーション
5	休憩用長椅子	10	10		間伐材	管理事務所
6	デスクテーブル	4	4	900*680	間伐材	管理事務所
7	電気冷蔵庫	1	1	150リットル	東芝 GR-K15T	管理事務所
8	電気給湯器	1	1		TOTO	管理事務所
9	耐火金庫	1	1	452*258*650	プラス C-62	サイクルステーション
10	卓上型デジタルアンプ	1	1		パナソニック WA-HA061(60W)	管理事務所
11	CDプレーヤー	1	1		ヤマハ CD-S303RK	管理事務所
12	ワイヤレスアンプ	2	2		TOA(株) WA2700	管理事務所
13	チェーンソー	1	1		スチール 021	管理事務所
14	動噴セット	1	1		丸山 MS310EA	管理事務所
15	発電機	1	1	2.8KVA	クボタ HA1400	管理事務所
16	水中ポンプ	1	1	50mm	丸山 MP561E-H	管理事務所
17	焼却炉	1	1	1150*1250*1190	楯ダイト AR-600	管理事務所
18	アルミハシゴ	2	2	28ステップ		管理事務所
19	MTB 27.5インチ	5	50	サイズS(27.5インチ)	GIANT ATX	サイクルステーション
20	MTB 26インチ	5		サイズXS(26インチ)	GIANT ATX	サイクルステーション
21	MTB 24インチ	20			SPECIALIZED JETT 24	サイクルステーション
22	MTB 20インチ	20			SPECIALIZED JETT 20	サイクルステーション
23	電動アシスト自転車 26インチ	49			ヤマハ PASナチュール	サイクルステーション
24	電動アシスト自転車 24インチ	10	69		ヤマハ PASナチュール	サイクルステーション
25	電動アシスト自転車 20インチ	10			ヤマハ PAS Kiss mini リアチャイルドシート付	サイクルステーション
26	サイクルカート(一人乗り)	35		35	オートクラフト スパイダー、キヤラクシー	サイクルステーション
27	サイクルカート(二人乗り)	8	8		オートクラフト クラシック、クラシックサイクル+2サイクル	サイクルステーション
28	コンプレッサー	1	1		ヒタチ 0.4-OP7S	サイクルステーション(どんぐり)
29	自動券売機	2	3		グローリー	サイクルステーション(スポーツ)
		1				VT-S20-H、マルチ決済端末IM10
30	自動券売機専用架台	1	1		グローリー VT-S20-H対応	サイクルステーション(スポーツ)
31	管理用車輛(管理)	1	2	ガソリン車 660cc 4WD 2人乗り	スズキ キャリイ 山梨480さ9573	管理事務所
		1		ガソリン車 1500cc 4WD 5人乗り	ホンダ ヴェゼル 山梨300も7692	
32	ベンチ	17	17		コブキ EX-12091AT	全域
33	太陽電池時計	3	3		コブキ EX-53050	各エリアP
34	ベビーベット	1	1			管理事務所
35	応接用机	1	1	1050*610*420	間伐材	サイクルステーション
36	下駄箱	1	1			管理事務所
37	剥製(シカ 大)	1	1	153*130*70		管理事務所
38	剥製(シカ 小)	1	1	84*87*30		管理事務所
39	剥製(イノシシ)	1	1	体長100cm		管理事務所
40	剥製(クマ)	1	1	190*100*100		管理事務所
41	本棚	3	3	1400*1050*550	木製	管理事務所
42	本棚	1	1	865*1050*550	木製	管理事務所
43	AED(自動体外式除細動器)	1	1		日本光電工業(株) AED-3100・付属品付	サイクルステーション
44	ペレットストーブ	1	1		サンボット FFP811DF	管理事務所
45	自動検温装置	2	4		大一産業 65-0585-98 セットアップディスプレイセンサー	どんぐりの森 スポーツの森

備品相当品一覧表

別表3

No.	品名	数量	計	規格	機種	使用場所	
1	更衣ロッカー	4	8		プラス LK13	管理事務所 サイクルステーション	
2	引違い書庫	1	2	1760*400*880	プラス SG-603R(ベース共)	管理事務所 サイクルステーション	
3	清掃用具ロッカー	1	2	455*515*1790	プラス 45V	管理事務所 サイクルステーション	
4	ボード棚	7	15	1800*800*1800	プラス B-6620-4	管理事務所	
5	クリア・ケースキャビネット小	4	4	265*333*461	プラス MT110A	サイクルステーション	
6	ホワイトボード	1	2	1200*79*922	プラス W-34WK	管理事務所 サイクルステーション	
7	両開き書庫	2	2	880*380*1790	プラス SS-206	サイクルステーション	
8	フィールドスコープⅡ	10	10		ニコン	管理事務所	
9	フィールドスコープ三脚	9	9		ニコン FT-1200	管理事務所	
10	フィールドスコープⅡ用交換レンズ	10	10		ニコン	管理事務所	
11	脚立	1	2	2123MM		管理事務所 サイクルステーション	
12	自転車 27インチ	1	102		ブリジストン BR73W	サイクルステーション	
13	自転車 26インチ	8			ミヤタ NB63W、NK63S	サイクルステーション	
14	自転車 24インチ	18			ブリジストン BR43W、NK40W	サイクルステーション	
15	自転車 22インチ	7			ブリジストン NVL22	サイクルステーション	
16	自転車 20インチ	13			ブリジストン EPL20、NEP20	サイクルステーション	
17	自転車 18インチ	27			ブリジストン EKD18	サイクルステーション	
18	自転車 16インチ	18			ブリジストン EKD16	サイクルステーション	
19	自転車 14インチ	10			ブリジストン EKD14	サイクルステーション	
20	MTB 22インチ	6			ブリジストン EA226	サイクルステーション	
21	MTB 20インチ	6			ブリジストン CF206、EA206	サイクルステーション	
22	白板(ホワイトボード)	1		1	1200*79*922	ライオン HM11N	サイクルステーション
23	公園ベンチ(レガシー材)	2		2	W1200×H505×D420	レガシー材	どんぐりの森
24	踏み台(レガシー材)	5	5	W500×H238×D480	レガシー材	管理事務所	

維持管理業務の内容

別表4

分類	作業の種類	法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	実施時期	規格・内容等	備考	
施設・園地管理	公園パトロール 全体	-	3~4回/週	36.2	ha	通年			
	清掃	サービスセンター(トイレ含)	3~4回/週 (サービスセンター、サイクルステーションのワックス掛け、ガラス清掃は1回/月)	小便器	4個	通年	男:小4,大2,手洗3,女:大4,手洗3,身障者:大1,手洗1	ワックス掛け・ガラス清掃は1回/月	
				大便器	7個				
		サイクルステーション(トイレ含)		小便器	4個		男:小4,大2,手洗3,女:大4,手洗3,身障者:大1,手洗1	ワックス掛け・ガラス清掃は1回/月	
				大便器	7個				
		滝の広場トイレ		小便器	2個		男:小2,大1,手洗2,女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1		
				大便器	4個				
		冒険の砦トイレ		小便器	2個		男:小2,大1,手洗2,女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1		
				大便器	4個				
		かすみ提東トイレ		小便器	2個		男:小2,大1,手洗2,女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1		
				大便器	4個				
		第2駐車場トイレ		小便器	2個		男:小2,大1,手洗2,女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1		
				大便器	4個				
		第4駐車場トイレ		小便器	2個		男:小2,大1,手洗2,女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1		
				大便器	4個				
		さくらの森トイレ		小便器	2個		男:小2,大1,手洗2,女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1		
				大便器	4個				
		ふれあいの森トイレ		小便器	1個		男:小1,大1,手洗1,女:大1,手洗1,身障者:大1,手洗1		
	大便器		3個						
	かぶとむしの森トイレ	小便器	2個	男:小2,大1,手洗2,女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1					
		大便器	4個						
	かぶとむしの森トイレ	小便器	2個	男:小2,大1,手洗1,女:大2,手洗2,身障者:大1,手洗1					
		大便器	4個						
	スポーツの森TBG場トイレ	小便器	1個	男:小1,大1,女:大1 手洗1					
		大便器	2個						
	サイクルステーション(どんぐりの森)	小便器	-個	詰所、修繕スペース、自転車置き場					
		大便器	-個						
		園地清掃			281,325	m ²			
	受水槽保守点検	管理事務所	1回/年	4回/年	1	基		FRP、5m ³	
		かすみ提東トイレ			1	基		FRP、1.5m ³	
		第2駐車場トイレ			1	基		FRP、5m ³	
さくらの森トイレ		1			基		時計付き、0.5m ³		
スポーツの森TBG場トイレ		1			基		時計付き、0.5m ³		
受水槽清掃	上記4箇所	1回/年	1回/年	4	基				
受水槽水質検査	上記4箇所	1回/年	1回/年	4	基				
浄化槽保守点検	東入口	3回以上/年	4回/年	1	基		16人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式	浄化槽法第10条に基づく。(施行規則第6条2項)	
	交通公園駐車場	4回以上/年		1	基		27人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式		
	さくらの森	3回以上/年		1	基		20人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式		
	サイクルステーション	4回以上/年		1	基		22人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式		
	芝生広場	3回以上/年		1	基		7人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式		
	かぶとむしの森	3回以上/年		1	基		15人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式		
	かぶとむしの森	3回以上/年		1	基		14人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式		
	スポーツの森TBG場トイレ	3回以上/年		1	基		5人槽 嫌気ろ床接触ばつ気方式		

維持管理業務の内容

別表4

分類	作業の種類		法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	実施時期	規格・内容等	備考	
施設・園地管理	浄化槽清掃	上記7箇所	1回/年	1回/年	7	基			浄化槽法第10条に基づく。	
	浄化槽水質検査	上記7箇所	1回/年	1回/年	7	基	11月		浄化槽法第11条に基づく。	
	消防設備点検		1回/年	2回/年	1	式	3月		消防法第17条の3の3に基づく。施行規則第31条の6第2項	
	電気設備点検		6回/年	6回/年	1	式	隔月		電気事業法第42条第1項に基づく保安規定による	
	遊具保守点検	どんぐりの森、スポーツの森、かぶとむしの森	1回以上/年	2回/年	54	基	10月	「遊具の安全確保に関する指針」(H14.3月国土交通省)	専門業者による点検の他に、職員による日常点検を行う	
	親水施設水質管理委託	滝の広場	-	5回/年	1	式	5月～9月		夏期のみ	
	錦鯉管理	峯望池	-	12回/年 3回/年	1	式	濾過槽清掃: 8,11,3月 鯉消毒、池ゴミ取り: 毎月		鯉消毒:12回/年 池ゴミ取り:12回/年 濾過槽清掃:3回/年	
	施設・設備修繕	全体	-	随時			通年			
	警備	サービスセンター・サイクルステーション	-	毎日			通年			
緑地管理	草刈	どんぐりの森	-	1～2回/年	40,609	m ²	6月			
					31,007	m ²	10月			
					44,455	m ²	6月、10月			
					6,548	m ²	6月、10月			
					9,575	m ²	6月、10月			
					9,016	m ²	6月、10月			
					45,507	m ²	6月、10月			
	芝生管理	どんぐりの森	-	3回/年	7,540	m ²	6月、8月、10月	芝刈り		
					1回/年	7,540	m ²	2月	エアレーション、施肥、目土	
		スポーツの森	-	3回/年	2,650	m ²	6月、8月、10月	芝刈り		
					1回/年	5,175	m ²	2月	エアレーション、施肥、目土	
		スポーツの森 (TBG場、治水広場)	-	3回/年	8,095	m ²	6月、8月、10月	芝刈り		
					1回/年	8,095	m ²	2月	エアレーション、施肥、目土	
		さくらの森	-	3回/年	10,375	m ²	6月、8月、10月	芝刈り		
					1回/年	10,375	m ²	2月	エアレーション、施肥、目土	
		ふれあいの森	-	3回/年	6,750	m ²	6月、8月、10月	芝刈り		
					1回/年	6,750	m ²	2月	エアレーション、施肥、目土	
		植栽木管理	どんぐりの森	-	1回/年	5,656	m ²	2月	低木寄植整枝	
						96	m ²	2月	生垣整枝	
			スポーツの森	-		782	m ²	2月	低木寄植整枝	
						262	m ²	2月	生垣整枝	
TBG場、治水広場	-		198	m ²		6月	低木植栽			
さくらの森	-		15	m ²		2月	低木寄植整枝			
ふれあいの森	-		295	m ²		2月	低木寄植整枝			
備品	車両維持管理(日常点検)			1回/週			通年			
	車両維持管理(車検)			1回/年						
	備品全般管理(台帳確認)			随時			通年			

令和4年度主催事業(1/4)

(5)-1主催事業実施報告

事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
年間プログラム(事前申し込み制)				
金川の森検定	生き物博士養成講座(とり編)時に実施	18名 2回	無料	プログラム終了後、理解を深めるためのクイズを出題し、知識・経験の定着を促した。
金川の森ウォーキング大会	10月30日(土) 11月27日(土) ※3月19日(土) 開催を前倒し	468名 2回	無料	・笛吹市と連携し、金川の森の5つの森を巡るコースを設定し、レクリエーション企画も行いながら多くの参加者が楽しんだ。 ・自然の中でウォーキングがしたい！エクササイズイベントを開催し、参加者全員で楽しみながらウォーキングを行った。
幼児向け自然体験プログラム	5月1日 7月3日 am/pm 9月4日 11月3日	41名 5回	無料	遊びを通して金川の森の自然の素晴らしさを伝えた。
森の恵み教室 (環境教育プログラム)	※年間プログラムから、自由参加プログラムへ移行			
生きもの博士養成講座(むし編)	5月15日 7月10日 *9月18日	22名 2回 *台風接近のため中止	500円	季節の昆虫等について学習し金川の森の自然を伝えた。
生きもの博士養成講座(とり編)	4月17日 1月15日	18名 2回	500円	金川の森の季節の野鳥等について学習した。 (渡り鳥[夏鳥・冬鳥])
生きもの博士養成講座(植物編)	4月24日 6月12日 10月9日	15名 3回	500円	金川の森の季節の植物等について学習する予定だったが全日程参加者なし又はキャンセルになったため不開催
生きもの博士養成講座(菌類編)	9月11日	6名 1回	500円	金川の森の季節のきのこについて学習した。 (梅雨・秋のきのこの見分け)
生き物博士養成講座(自由研究編)	7月18日 7月23日 7月26日 8月2日 8月6日 8月9日 8月13日 8月16日 8月20日	9名 (のべ41名) 9回	1000円	夏休み自由研究を金川の森をフィールドとし、テーマごとに仮説、調査、考察をした。
金川の森おたすけミッション	6月5日 11月13日 am/pm 12月18日 1月22日	44名 5回	無料	外来種対策や生息環境整備を通じた自然学習。 (アメリカザリガニ、カブクワ乱獲対策)

令和 4 年度主催事業 (2/4)

事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
4大まつり				
新緑まつり	5月3日(火)	340名	無料	新緑の園内でのんびり過ごす空間を創出する春のメインイベント。地元の方による出店や愛犬のファッションコンテストなどを開催し来園者から好評を頂いた。
夏祭り	7月30日(土)	480名	無料	マスのつかみ取りや、フラダンス、キッチンカーの出店、大道芸で子供達の黄色い声で賑わいを見せた。
地域防災イベント (水防祭)	10月8日(土)	380名	無料	防災意識を高めるために土石流発生メカニズムを学習したり、金川沿岸企業と連携し災害時の復旧工事等を体験できる貴重型イベントを開催した。
秋まつり	11月20日(日)	250名	無料	自慢の愛犬をキーワードとして、ワンちゃんの一芸大会やペットグッズの販売等を行った。また、大道芸や介助犬のデモンストレーションなど参加者が楽しめるイベントを開催した。

令和4年度主催事業 (3/4)

事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
自由参加プログラム				
※森の恵み教室 生きもの レクチャー	適宜	16名 7回	無料	気軽に金川の森の自然を学べる場を提供。
歴史・文化 探訪セミナー (堰編)	10月16日(日)	9名	無料	金川めぐる用水の重要性と歴史について学び、昔の水争い等の説明を受け参加者から楽しい話が聞くことができたとの声を頂いた。 (五カ村堰など)
歴史・文化 探訪セミナー (古墳編)	11月12日(土)	9名	無料	金川の森内の古墳群の中でも、経塚古墳の特備したセミナーを開催し、考古博物館から講師を招き説明を受け参加者から好評を頂いた。
森の恵み教室	12月3日 am/pm 2月26日 am/pm	40名 4回	リース:300円 ほだ木:1000円	金川の森を教材にして環境(SDGs)への取組についてクラブ体験をしながら学習した。(クリスマスリース・ほだ木づくり)。
マウンテンバイク 教室	7月24日(日) 3月11日(土) コース改修 工事で中止	12名 1回	無料	オフロードでのマウンテンバイクの運転を初級・中級と分けて講習を行い、その後コースで周回レースをして楽しみながら技術向上を図った。
自転車パンク 修理講座	9月10日(土)	3名 1回	無料	パンク修理と日常メンテナンスについて、講習を行いパッチラバーの貼り付け方等を習得し、納得のいくまで自分で作業を行った。
交通安全講習会	11月20日 (土) (県民の日)	70名 1回	無料	「交通安全の大切さや交通ルールを学び自分を守る事の大切さを理解した。」と話を頂き警察官にお礼の言葉をかけていた。
初心者向け TBG教室	10月15日(土)	17名 1回	無料	TBGクラブの握り方、ボールの打ち方、ルールについて説明を行いながらプレーしTBGを楽しんで頂いた。
ゲートボール大会	3月5日(日)	61名 1回	無料	県内の10チームが参加して、主催者からの挨拶で試合開始。仲間からの掛け声や声援があり緊張のなかにも和やかに雰囲気で行った。
TBG大会	3月12日(日)	77名 1回	無料	全18ホールから一斉にスタートするショットガンスタート方式で、大会事務局のホイッスルを合図にスタートした。好天に恵まれ優勝カップや各種賞品を手にして好評を頂いた。
ウォーキング教室	6月18日(土) ※3月19日 (土) 前倒いし開催	21名 1回	無料 大人向け	山梨学院大学と連携し、ウォーキングを生涯学習として興味を持っていただくための教室を開催します。

令和4年度主催事業 (4/4)

事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
体験プログラム(申し込み不要)				
クラフトコーナー	サービスセンター常設	4名	折り紙:無料	自然素材に触れることで金川の森への理解を深めた。 (折り紙、ぬりえ、バードコール、森のなんでもふくわらい)
		28名	ぬりえ:無料	
		16名	バードコール: 500円	
		10名	森のなんでも ふくわらい :100円	
セルフガイド	サービスセンター常設	625枚	無料	金川の森の魅力を“見える化”し価値の向上を図った。(おススメのお散歩コース、金川の森古墳・遺跡めぐり、香りの散歩道)
支援事業				
野外活動支援	通年	293名 7 団体	無料	小学校の生活科や総合学習などにおける校外学習や幼稚園の親子遠足を受け入れた。教科やテーマに合わせたプログラムを提供し教職員の負担を軽減させた。
ボランティア活動支援	通年	27団体 278名 別紙参照	無料	落ち葉清掃、ゴミ拾い等をボランティア団体に対し活動場所の打合せ、カラーコーンの設置、清掃用具の提供等を行った。
レクリエーション活動支援	通年	466名 53回	無料	笛吹市長寿介護課及び地域のウォーキンググループ等と連携し、イスや血圧計の提供を行い活動支援を行った。
職場体験へこうし!(社会教育支援)	通年	2名 2回	無料	水防祭、秋祭りのイベント企画のサポートや、当日は来賓の案内や受付業務を体験し、公園の楽しさや来園者に喜ばれるイベント実行の体験ができた。
スポーツイベント(団体活動支援)	通年	1156名 14回	無料	・園内TBG場やゲートボール場の日常的な芝や灌木等の整備 ・公式HPやSNS等でPR ・1月1日の公園利用及び机・イス・放送装置の貸出支援

令和5年度主催事業 (1/5)

事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
年間プログラム(事前申し込み制)				
金川の森 ウォーキング大会	11月23日 (木・祝)	100名	無料	・笛吹市と連携し、金川の森の5つの森を巡るコースを設定し、レクリエーション企画も行いながら多くの参加者が楽しんだ。
幼児向け自然体 験プログラム	4月1日	6名	無料	3歳～6歳を対象にしているプログラム。遊びを通して金川の森の自然の素晴らしさを伝えた。
	7月9日	13名		
	9月24日	9名		
	11月5日	5名		
	*1月21日 雨天中止	名		
	3月3日	11名		
	計5回	44名		
森の恵み教室	6月11日	6名	500円	金川の森の資源を活用し楽しんでもらうプログラム。 リース作り、シイタケの樽木づくりは毎年すぐに定員が埋まり好評である。新たなプログラムであるチンキづくり、竹クラフトも好評を得た。
	8月27日	2名	300円	
	12月17日 am・pm	19名	1000円	
	2月25日 am・pm	32名		
	計59名 6回			
生きもの博士 養成講座 (むし編)	*5月14日	悪天候のため中止	500円	季節の昆虫等について学習し金川の森の自然を伝えた。
	7月16日	10名		
	9月3日	4名		
生きもの博士 養成講座 (とり編)	4月29日	14名	500円	金川の森の季節の野鳥等について学習した。 (渡り鳥[夏鳥・冬鳥])
	1月28日	8名		
生きもの博士 養成講座 (植物編)	4月2日	4名	500円	金川の森の季節の植物等について学習した。
	5月21日	3名		
	10月8日	1名		
	3月10日	1名		
生き物博士 養成講座 (菌類編) ↓ (自由研究編)	8月1日	4名	1000円	計画では生き物博士養成講座(菌類編)を予定していたが、菌類(きのこ)をテーマにプログラムを企画・募集すると食用キノコについての情報や実際にキノコを食べることを期待する参加者が多く参加者のニーズと我々が提供する内容に不一致が生じることがたびたび起きていた。しかし、菌類は森の循環や生態系にとってなくてはならないものであり、生き物博士養成講座には必須のテーマである。そこで、菌類編とするのではなく、むし編・とり編・植物編の開催時に菌類についても触れることで生き物博士養成講座に菌類の要素を確保した。なお、以前から実施し、ニーズの大きい自由研究プログラムを生き物博士養成講座(自由研究編)とし開催した。
		計49名 9回		

令和5年度主催事業 (2/5)

事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
探求型プログラム				
ITを活用した調査・保全活動	通年	10	有料 子ども/大人	令和5年度は、県立笛吹高校、県森林総合研究所と実施方法等について検討。 令和6年度から、ドローン等を活用した林況調査を開始予定。
森づくり・昆虫採集の方法 ※野草教室へ組替え	5月6日	5名	5,000円/回	保安林機能を保ちつつ森からの恵み(生態系サービス)を享受する体験として、野草の専門家を講師に招いた野草教室を開催した。 また、生き物博士養成講座(自由研究編)内でも保全の観点を入れた昆虫採集の方法を指導した。
	9月18日	5名		
	9月20日	3名		
	3回	13名	-	
病虫害対策	通年	10	有料 子ども/大人	講師多忙につき、研修会等実施ができなかった。 令和6年度については、夏以降、実施予定。
ビオトープ整備	6月25日	1名	有料 子ども/大人	水が枯れてしまったかぶとむしの森のほたる池の整備活動を市民と協働するもの。1年目は資料代として有料としていたが、来年度からは無料で開催する予定。
	8月20日	4名		
	10月29日	2名		
	12月2日	2名		
	2月23日	7名		
	計5回	計16名		
4大まつり				
新緑まつり	5月3日	450名 1回	無料	新緑の園内でのんびり過ごす空間を創出する春のメインイベント。犬関連の出店や愛犬のワン芸大会などを開催し来園者から好評を頂いた。
夏祭り	7月29日	456名 1回	無料	マスのつかみ取りや、フラダンス、キッチンカーの出店、大道芸で子供達の黄色い声で賑わいを見せた。
地域防災イベント (水防祭)	9月16日	600名 1回	無料	防災意識を高めるために土石流発生メカニズムを学習したり、金川沿岸企業と連携し災害時の復旧工事等を体験できる貴重なイベントを開催した。
秋まつり	11月19日	740名 1回	無料	自慢の愛犬をキーワードとして、ワンちゃんの待て大会やペットグッズの販売等を行った。また、大道芸も楽しんでいただいた。

令和5年度主催事業 (3/5)

事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容	
健康増進プログラム					
健幸エクササイズ	通年 年間利用更新	17	有料	年間を通し、金川の森でウォーキングやジョギングを行い健康増進を図ると共に、各自の活動量を測定しデータを蓄積することにより各自に合った計画を立てウォーキングを楽しんで頂きます。	
森林セラピー (主催事業)	8月5日	2名	大人4000円/ 子ども(15歳以下)2000円	2023年度から始まった事業。 県内の方を中心に森林セラピーを楽しんでもらった。福祉施設にも声をかけ、利用者さんや職員さんからも好評を得た。	
	8月19日	2名			
	9月9日	2名			
	*10月21日	参加者が集まらず中止			
	*11月4日	参加者が集まらず中止			
	11月22日	2名			
	*11月25日	参加者が集まらず中止			
	*12月9日	参加者が集まらず中止			
	*1月27日	参加者が集まらず中止			
	1月27日	8名			福祉施設・無料
	2月17日	2名			大人4000円/ 子ども(15歳以下)2000円
3月5日	8名	福祉施設・無料			
*3月6日	参加者が集まらず中止	大人4000円/ 子ども(15歳以下)2000円			
3月23日	3名				
計8回 29名					

令和5年度主催事業(4/5)

事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
自由参加プログラム				
生きもの レクチャー	セルフガイド シートの充実 によりシート配 付で対応	開催なし	無料	気軽に金川の森の自然を学べる 場を提供。
歴史・文化 探訪セミナー (国分寺編)	10月15日	7名 1回	無料	国分寺建立の歴史と史跡について分か り易く解説 史跡の七重の塔跡の礎石や役割につ いて分かり易い猪股講師の説明を受け た。また、甲斐一宮浅間神社との関 係についても説明を受けた。
歴史・文化 探訪セミナー (古墳編)	11月11日	16名 1回	無料	金川の森内の古墳群の中でも、 経塚古墳の特価したセミナーを 開催し、考古博物館から講師を 招き説明を受け参加者から好評 を頂いた。
マウンテンバイク 教室	7月23日	7名	無料	オフロードでのマウンテンバイク の運転を初級・中級と分けて講 習を行い、その後コースで周回 レースをして楽しみながら技術向 上を図った。
	3月17日	10名		
	計17名 2回			
自転車パンク 修理講座	9月9日	1名 1回	無料	パンク修理と日常メンテナンスに ついて、講習を行いパッチラ バーの貼り付け方を習得し、 納得のいくまで自分で作業を 行った。
交通安全講習会	11月20日 (県民の日)	290名 1回	無料	小学生等を対象に、カート場で パトカー乗車体験や交通安全の ノベルティー配布、交通安全に ついての知識や解説を行い、参 加者から好評を得た。
初心者向け TBG教室	10月14日	5名 1回	無料	TBGクラブの握り方、ボールの打 ち方、ルールについて説明を行 いながらプレーしTBGを楽しんで 頂いた。
ゲートボール大会	3月3日	40名 1回	無料	県内の7チームが参加して、主催 者からの挨拶で試合開始。 仲間からの掛け声や声援があり緊張 のなかにも和やかに雰囲気 で試合を行った。
TBG大会	2月10日	72名 1回	無料	全18ホールから一斉にスタートする ショットガンスタート方式で、大会事 務局のホイッスルを合図にスタートし た。好天に恵まれ優勝カップや各種 賞品を手にして好評を頂いた。
ウォーキング教室	2月11日	14名	無料 大人向け	山梨学院大学と連携し、普段か ら金川の森をウォーキングしてい る方を中心に教室を開催し、好 評をいただいた。
	2月12日	8名		
	計22名 2回			

令和5年度主催事業(5/5)

事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
体験プログラム(申し込み不要)				
クラフトコーナー	サービスセンター常設	0名	折り紙:無料	自然素材に触れることで金川の森への理解を深めた。 (折り紙、ぬりえ、バードコール、森のなんでもふくわらい)
		12名	ぬりえ:無料	
		51名	バードコール: 550円	
		11名	森のなんでも ふくわらい :110円	
セルフガイド	サービスセンター常設	1290枚	無料	金川の森の魅力を“見える化”し価値の向上を図った。(おススメのお散歩コース、金川の森古墳・遺跡めぐり、香りの散歩道、サクラ、生きものどこにいる? 犬、森のむし、小川のむし)
支援事業				
野外活動支援	5月17日	16名 (+16名 +3名)	3300円/h	小学校の生活科や総合学習などにおける校外学習や幼稚園の親子遠足を受け入れた。 教科やテーマに合わせたプログラムを提供し教職員の負担を軽減させた。
	5月24日	11名 (+5名)		
	6月3日	8名		
	7月22日	76名 (+10名)		
	10月6日	17名		
	12月10日	28名 (+24名)		
	1月30日	4名		
	2月22日	3名		
	8団体 163名(+58名)			
ボランティア活動支援	通年	25団体 (累計) 237名 別紙参照	無料	落ち葉清掃、ゴミ拾い等をボランティア団体に対し活動内容等の打合せ、資機材の提供等を行いスムーズに活動が行えるよう受け入れ体制を取った。
レクリエーション活動支援	通年	4回 5,130名 別紙参照	無料	笛吹市長寿介護課及び地域のウォーキンググループ等と連携し、イスや血圧計の提供を行い活動支援を行った。
職場体験へこうし!(社会教育支援)	通年	2名 1回	無料	夏祭り等イベント企画のサポートや、当日は来賓の案内や受付業務を体験し、公園の楽しさや来園者に喜ばれるイベント実行の体験ができた。
スポーツイベント(団体活動支援)	通年	2,581名 99回	無料	・園内TBG場やゲートボール場の日常的な芝や灌木等の整備 ・公式HPやSNS等でPR ・1月1日の公園利用及び机・イス・放送装置の貸出支援

令和6年度主催事業 (1/8)

番号	事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容	
1年間プログラム(事前申し込み制)						
1	金川の森ウォーキング大会	2024/12/19時~12時	50	無料	第17回笛吹市市民ウォーキング大会金川の森を開催した。毎年恒例の園内の5つの森を巡るウォーキング大会。冬晴れの園内を清々しい気持ちで歩けたと好評だった。	
2	幼児向け自然体験教室5回程度	幼児向け自然体験教室	2024/4/7午前10時~11時	11	無料	さくらの森で見られる野草を中心に花束を作成した。野草だけでなくサクラも楽しんでもらうため、さくらの森で開催した親子で協力して花束を作る様子も見受けられ、子どもだけでなく、大人の方にも楽しんでもらい、満足度の高いプログラムを提供できた。
		親子で小川の中の水生物観察	2024/7/7午前10時~12時	20	無料	水生生物の観察会を幼児向けに初めて開催した。3家族がキャンセル待ちになるほど、大人気であった。プログラムでは水生生物がすんでいる水温の冷たさを感じ、生きもの捕獲に際の配慮について考えたり、種による生息場所の違いについて投げかけ、生息環境の嗜好性について考えてもらった
		親子で森の中の秋さがし	2024/9/1510時~11時	23	無料	五感を秋を感じてもらえるよう、木の実や葉っぱ、キノコを触ったり、においを嗅いだり、じっくりと観察したりした。キノコを押しつぶすように触ると胞子が出てくること、カエデの仲間がプロペラ状のタネをつけていること等、体験しながら学ぶことが好評だった。
		親子で冬さがし	2025/1/2610時~11時30分	7	無料	日差しがあり寒さを感じにくい気候で開催できた。参加者の子供たちの興味関心に合わせて内容を変更したが本プログラムの目的である冬の生きものを探す、暖かい場所の体験はできた。幼児向けの自然体験教室が9月以来4か月ぶりの開催だったが、前回の幼児向けに初参加し再び参加してくれた家族が2組いた。
		春が来た！公園では何が見つかるかな？	2025/3/1610時~11時	0	無料	雨天のため中止。
					111	
3	森の恵み教室5回程度	金川の森の野草でしおりづくり	2024/6/1610時~12時	14	500円	どんぐりの森を歩きながら、花や葉を採取しオリジナルのしおりを作成した。アンケートでは「自分たちで摘んだ草花を使って工作ができて、二度楽しむことができた」「時間があつという間だった」などの声をいただいた。自ら採取した植物で工作ができる、という金川の森ならではの体験を楽しんでいただき、満足度が100%大満足であった。
		どんぐりを食べてみよう！	2024/10/610時~12時	16	500円	金川の森にはマテバシイ、クヌギ、コナラ、シラカシ等のどんぐりの木が多く生えている。どんぐりを食べる生きものの気持ちを体験するために茹でて食べてみた。アンケートの満足度が高く、「美味しい」「苦い」「別のプログラムにも参加したい」等の感想をいただいた。参加者間の交流も見られた。
		公園の竹で竹ぼっくりや水でっぽうを作ろう	2024/8/1810時~12時	21	300円	竹を使ったクラフト教室。今年度は竹ぼっくりと水鉄砲づくりをした。竹の伐採から参加者に体験してもらったので時間がかかってしまったが、参加者全員、竹ぼっくりと水鉄砲を作ることができ、大満足と回答する参加者が多く好評であった。夏休み後半であったこともあり自由研究の作品作りとして参加している参加者も見られた
		森の自然素材でクリスマスリースをつくろう！	2024/12/8午前10時~12時午後2時~4時	36	300円	毎年恒例であり、3年連続の参加者もいる人気のプログラムである。リース素材であるクズの特徴を示し、参加者全員で探す探検要素を入れた。また、クズと人間および他の生きものとの関係を体験を通して理解できるようプログラムを構成したため、単なるクラフト体験ではない金川の森らしいクラフト体験が提供できた。
		なめこほだぎづくり	2025/2/2310時~12時	15	1000円	毎年シイタケの成型菌を打ち付けるPGを実施し大人気のプログラムであった。今年はキノコの種類をナメコに変え、植菌方法もサンドイッチ方式を採用した。キノコの種類による人気だったのか、今年は予約数が11組と少なく(予約時は午前10組、午後1組だった)、午前中のみで開催にした。また、参加者が少なかったため、1人1セットの作成・持ち帰り予定だったが2セットずつ作成・持ち帰ってもらった。シイタケの汎用性の高さによる人気だったのかもしれない。開催自体はスムーズに運営でき、参加者全員楕木を作ることができた。
					102	

令和6年度主催事業 (2/8)

番号	事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容	
4	一般開放型プログラム 生きもの博士養成講座(むし編)4回程度	水辺のむしを探してみよう!	2024/5/12 10時~12時	36	500円	定員を倍の20名にして募集し、参加者16名、同伴20名であった。カゲロウやトビケラ、カワケラなどの水生昆虫だけでなくサワガニやヨシノボリ、カワニナを捕獲できた。また、ゲンジボタルの幼虫を捕獲した参加者もいた。
		森の中のむしさがし	2024/7/14 10時~12時	24	500円	7月は森の中のむしさがしと題して森林環境での昆虫採集体験を実施した。単なる昆虫採集ではなく、今秋を発見した場所に共通点があるか声掛けをし、森林環境の中でも生き物によって生息環境に嗜好性があることやなぜ園内のクヌギやコナラの樹皮は変形してしまっているのか投げかけ、昆虫にも植物にも優しい昆虫採集のあり方について考えてもらう機会を設けた。
		森の中で自由研究—水辺の生きもの調査隊	2024/8/2 10時~16時	4	1000円	科学的視点を養うため疑問から仮説を立て、検証する調査をし、結果をまとめ、考察、今後の展望という一連の流れを提供する自由研究プログラム。今回は、『水辺の生きもの』と『セミの抜け殻』の2テーマを設定した。今回、かぶとむしの森のぼたる池を調査。昨年度、ぼたる池にまだ1/4ほどだが、再び水が流れるようになり、少しずつ生きものが見られるようになってきた。
		森の中で自由研究—セミの抜け殻調査隊	2024/8/21 10時~16時	3	1000円	セミの抜け殻から種を同定し、生体を直接採取せずセミの種類を調べられる手法である。セミの種類により生息環境の嗜好性があるため、調査前に県内生息しているセミ全種から当園の地理的特徴などから園内に生息するセミの種類を予想し、普段何気なく採取しているセミの抜け殻から様々な情報が得られることや既存の情報から自ら予想(仮説)し、実際に調べ(調査)、結果から考察する機会を設けた。参加者も満足度の高いものとなった。
		原っぱのむしをさがしてみよう!	2024/9/1 10時~12時	0	円	前日の天気予報で雨の確率が高かったため、中止の判断をした
		小川の中の虫さがし	2024/11/30 10時~12時	23	500円	これまで5月に1度だけ開催してきた水生生物のプログラムだが、寒い時期でも水生生物は観察できること、冬季でも参加者数ができる“虫”に関する企画として今年度は11月にも実施した。寒い時期でも生きものは活動している様子を自ら捕獲観察することにより伝えることができた。アンケートからも満足度は95%と高かった。
					90	
5	生きもの博士養成講座(とり編)2回程度	金川の森で夏の鳥ウォッチング	2024/4/27 9時~11時 30分	18	500円	やまなし野鳥の会の4名の講師がグループを作り野鳥を観察した。どんぐりの森とさくらの森をコースとし、どのグループも15種類以上の野鳥が見られた。キビタキ、コチドリなどの夏鳥も観察できた。「講師の方の解説が分かりやすかった」「また開催してほしい」「冬のプログラムも参加したい」という意見があった。少人数グループ分けしにより、講師と参加者のコミュニケーションがはかりやすくなり満足度が高かった。
		金川の森で冬の鳥ウォッチング	2024/1/19 9時~11時	18	500円	毎年、春と冬の年2回開催している野鳥観察プログラム。第4四半期は冬鳥の観察をテーマに開催した。双眼鏡の使い方の説明と、野鳥を見つけたら走って近づかず静かに観察することを伝えた。今回も金川の森オリジナル図鑑を配布したところ、見つけた野鳥の情報を熱心に図鑑に記入している参加者もいた。双眼鏡を使わずに目視で観察できる距離まで飛翔する野鳥もあり、約18種類の野鳥を約2時間のプログラムで観察できた。アンケートの結果からも「たくさん鳥が見られて良かった」という声もあり、プログラム中の様子からも満足度が高いプログラムとなった。
					36	
6	生きもの博士養成講座(植物編)	さくらの森で植物観察&宝箱づくり	2024/4/6 10時~11時 30分	10	500円	参加者には仕切りのある透明ケースを渡し、さくらの森を歩きながら気になった花や草を入れてもらい宝箱として持ち帰ってもらった。サクラの花やタンポポの他に、枯れた木に生えていたキノコを探ったり、ツバキの花粉だけを集めていたりと自ら気になったものを取納していた。
					10	

令和6年度主催事業 (3/8)

番号	事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容	
7	金川の森 おたすけミッション	インセクトホテルの材料を入れ替えよう!	2024/11/2 10時～12時	8	無料	かぶとむしの森には2021年度に作成したインセクトホテルがある。ポロポロになってきたためメンテナンスを行った。かぶとむしの森を歩きながら拾った落ち葉や枝、木の実等のほか、事前に切っていた竹を使用し、前に入っていたものと一緒にインセクトホテルの中に入れた。参加者は全員リピーターであり、プログラム中にもアリやくも、ヤモリ等の生きものも観察できたため楽しんでいただけたようだ。
		野鳥の巣箱づくり	2025/1/12 10時～12時	7	無料	事前の天気予報では雪が降る可能性があったが、気温は低かったものの曇りで開催できた。 はじめ、サービスセンター内で鳥の巣の形状には様々あることやなぜ巣箱をつけるのかを共有し、古くなった巣箱と2年前に新しくした巣箱の位置を示した地図を共有。新しくした巣箱と古い巣箱を現地で観察し、芝生広場で巣箱づくりに取り掛かった。 巣箱にプレートを設置し、思い思いに名前やメッセージを記入してもらい公園や生きものに貢献した実感を強める効果を期待した。 予約時は持ち帰り希望だった参加者1人が公園の古い巣箱と自分の作った巣箱を交換したいと申し出があったため、公園に2つ設置した。 設置時も鳥が営巣してもらえるように参加者と考え設置場所、向きを決めた。 参加者からは公園に来た時に毎回観察に来るという声が聞け、生きものに対する愛着と興味が高まったと評価できた。
		カブトムシの暮らす森をつくろう!	2025/2/16 10時～12時	13	無料	2022年12月に開催し好評だったプログラムを約2年ぶりに開催した。夏に園内でカブトムシとたくさん出会うように参加者と力をあわせてかぶとむしの森で腐葉土づくりを実施した。作業に入る前に、どこにカブトムシの幼虫がいそうか考えてもらい、探した。その後、腐葉土づくりに移った。落ち葉でできた腐葉土がカブトムシの幼虫のすみかや餌資源であること、カブトムシだけでなくカデやミズミズ等の土壌生物も落ち葉を食べ、分解し腐葉土を作ることを作業を通して伝えた。どのくらいで落ち葉が細かくなるか、夏にカブトムシが見られるのか等の疑問を参加者が持っており、継続して来園することを期待したい。また、参加者同士でコミュニケーションを取っており、アンケートの満足度も高いプログラムであった。
				28	無料	合計
8	ITを活用した調査・ 保全活動	ドローン・地上レーザー測定調査	2024/12/5 13時30分～16時	6	無料	笛吹高校と山梨県森林総合研究所が金川の森でドローンや地上レーザーを使用して調査を行った。授業の一環・研究場所として金川の森を利用してもらうことにより、高校・森林総研・金川の森の繋がりができ、今後の金川の森の管理方法にも結果を反映することができる。
		ドローン・地上レーザー測定調査	2024/12/25 13時30分～16時	6	無料	
			12		合計	
9	森づくり・ 昆虫採集の方法	おいしい大人の秋の野草	2024/4/14 9時～12時	4	5000円	参加者は4名であった。参加者は3/4名が県外在住者であり、1名は笛吹市在住だが、東京からの移住者(6年目)であった。県内よりも県外者の需要が大きいことが分かる。アンケートでは参加者全員が大満足であった。
			2024/10/14 10時～13時	3	5000円	昨年度から始めた大人向けの森の楽しみ方を伝えるプログラム。今年度2回目の開催だったが、前回の参加者が4名リピーター参加し満足度は96%と高かった。野草の専門家を講師に招き、野草の採取・調理・飲食の時間に講師や興味関心が似ている参加者との懇談の時間が取れたことが満足度につながっていると思われる。
				7		合計
10	病害虫対策	公園利用のための病虫獣害の観察とその対策。	2024/8/5 13時～15時30分	15	無料	金川の森公園園地管理スタッフ及び株式会社富士植木の社員が参加して行われた。研修目的は快適な公園利用のための病虫獣害の観察とその対策を探求し、適切な対策を効率的に実施し、公園の適正な保全を保つため開催した。
11	ビオトープ整備	カワニナの放流	2024/5/24 10時～11時30分	2	無料	令和5年度のプログラム参加者に声をかけ、ゲンジボタルの幼虫の食べ物であるカワニナを増やすため、どんぐりの森とかぶとむしの森の2箇所に購入したカワニナを放流した。放流したカワニナが新しくカワニナの幼虫を産み、数が増えることを期待したい。
		ホタルの視察	2024/6/3 20時～21時	2	無料	金川の森近くに国分寺があるが、国分寺の近くに流れている小川にはホタルが飛翔している。国分地区の住民に許可を得てホタルの視察、採集を行っているが、6月3日に国分地区の住民でありプログラムに参加している方とホタルを視察した。
		落ち葉掃き	2024/9/8 10時～12時	3	無料	かぶとむしの森の水路には落ち葉がたまっており水の流れを止めていることから、落ち葉掃きを実施した。落ち葉はかぶとむしの棲みかたに利用した。
		小川の落ち葉掃き	2025/2/16 10時～12時	3	無料	おたすけミッションと同時開催したプログラム。以前のビオトーププログラム参加者に声をかけ、かぶとむしの森の小川の落ち葉掃きを実施した。取った落ち葉をカブトムシの棲みかたに使用し、双方のプログラム参加者のコミュニケーションも活発に行われた。おたすけミッションの参加者にもホタルプログラムについて知ってもらえる機会となった。
			25		合計	

令和6年度主催事業 (4/8)

番号	事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
4大祭り					
12	新緑まつり・ワンワンフェスタ	2024/5/4 10時～15時	360	無料	今回のワンちゃんコンテストは初の試みとなる「誘惑レース」を開催。おもちゃやおやつ誘惑がたくさんある25mのレースであるが25頭が参加し大いに盛り上がりを見せた。飼い主が早くゴールさせるようと一生懸命愛犬に声掛けするも愛犬は「餌」に夢中になるなど観客から笑いの渦が巻き起こり大いに盛り上がった。
13	夏祭り	2024/7/27 10時～15時	340	無料	マスのつかみ取りでは、約250名が参加し、午前と午後の2回に分けて、涼しげな水辺で普段はできない、マスのつかみ取りを行い家族で参加したお客様から好評を得ることができた。つかみ取りのあとは、マスを自分でさばき塩焼きをして家族で楽しんだ。
14	水防祭	2024/9/21 10時～13時	350	無料	体験イベントとして、模型を使って土石流の発生のメカニズムを体験学習ができるものや近隣の建設業の方々による重機を使った消波ブロック(テトラポッド)の設置方法のデモンストレーション、ドローンによる水害の状況をリアルタイムに確認できる模擬体験、能登半島地震で行った復興支援ドキュメンタリー映像を流すなどさまざまな内容を提供した。
15	秋祭り・ワンワンフェスタ	2024/11/10 10時～15時	320	無料	キッチンカー2店舗・出店者11:警察犬のデモンストレーション誘惑レース(自由参加)多くの愛犬家や家族ずれのを楽しませることができた。警察犬のデモンストレーションではシェパードの鋭い嗅覚で犯人捜しや落とし物を見つけたり大いに見学者を楽しませることができた。
			1370		合計

令和6年度主催事業 (5/8)

番号	事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容	
健康増進プログラム						
16	健康エクササイズ	随時	18	4,500円 1,500円	更新手続きを行った会員は合計18名と継続利用している利用者が定着している。 活動量計販売4,500円 登録料金1年1,500円	
17	森林セラピー	自然に触れながら免疫力アップ。暑い夏を乗り切ろう	2024/7/20 9時30分～13時30分	0	円	年間計画の1/5回。参加者集まらず不開催。
		秋日和の清々しい森を歩く森林セラピー	2024/10/19 9時30分～13時30分	0	円	年間計画の2/5回。参加者集まらず不開催。
		ゆったりと楽しむ初めての森林セラピー	2024/11/15 9時30分～13時30分	7	4000円	社会福祉施設向け森林セラピーとしてダンケ福祉会の利用者向けに開催。初めて森林セラピーを実施した。何度か金川の森に遊びに来たことがあった場合でも、葉から香りがすること、森林セラピーロードがあること等「こんな楽しみ方があるなんて知らなかった」という言葉があった。
		五感でじんわり感じる深緑の森林セラピー	2024/11/16 9時30分～13時30分	2	4000円	年間計画の3/5回目。武田の社の森林セラピーに参加し森林セラピーを気に入り、当園の森林セラピーにも参加したとのこと。親子での参加、お母さんが前月に入院していた経験があったため、ゆっくりしたセラピーを心掛けた。参加者からは秋を五感で感じられた。とても楽しく気持ちが楽になった。金川の森でゆっくり過ごしに再度来園したい。との声があった。
		ゆったり楽しむ森林セラピー	2024/11/22 9時30分～13時30分	5	4000円	社会福祉施設向け森林セラピーとして創造工房くわの家の利用者向けに開催。昨年度も森林セラピーを実施しており今年は2回目。鳥の声や水の音を聞きながら、森林セラピーマットの上でぼーっとしたり、横になったりしてリラックスしてもらった。気持ち良く眠っている参加者もいた。
		ゆったり楽しむ森林セラピー	2024/11/26 9時30分～13時30分	5	4000円	社会福祉施設向け森林セラピーとして創造工房くわの家の利用者向けに開催。メグスリノキのタネを飛ばして遊んだり、ぼーっとしながら周りの音を聞きながら過ごした。森林セラピーの前には弱い香りに感じていたヤマコウバシも、森林セラピー後の五感が開いた状態では強い香りがする、とびっくりしていた。22日も参加した1人が外に出るのが好きということで26日も参加してくれた。
		ココロとカラダを整える森林セラピー	2024/12/1 9時30分～13時30分	2	4000円	年間計画の4/5回目。女性2名の参加。極端に寒くもなく紅葉も残っており、森林セラピーをするには最適な日程だった。参加者からもリラックスできて気持ち良かった。落ち葉の上を歩く足音や足の裏の感触が気持ちよかった。と声をいただいた。しかし、親子連れやMTB・レンタサイクルの利用者がおり、セラピストは森林セラピーを実施する場所としての難しさを感じたとのこと。人の多さについては参加者からも気になったとの声をいただいている。
		静かな冬の心ほぐれる森林セラピー	2024/12/20 9時30分～13時30分	2	4000円	ホームページを見て電話問い合わせ・依頼を受け実施したもの。参加者はヨガを通して自然のことを知りたくなり知り合いから森林セラピーのことを紹介され、金川の森のホームページにたどり着いたとのこと。冬季の寒い時期(9時半の気温:3℃)であったが、2人とも問題ない様子であった。特に安息時は10分が過ぎても寝込んでいた。参加者からは、意識の向けどころを変えるだけで五感の使う部分が変わることに気づけて知らないうちにリフレッシュしていた。森や植物のことを学べるだけでなく五感が開かれていくような感じがして「人間らしく」なった。ストレス度が下がった。と満足していただけた。
		石和温泉旅館協同組合向けモニターツアー	2025/1/21 9時30分～13時30分	11	4000円	石和市内の温泉・旅館の利用者を対象とした森林セラピーの提供に際し、スタッフの方に森林セラピーとは何かを知っていただくため実際に体験していただいた。ストレス解消になった、都会の人にも良さそう、普段散歩している場所がいい場所に思えた等楽しんでいただけた。2025年4月から石和市内の温泉・旅館の利用者を対象とした森林セラピーの参加者が募集開始となるが、参加者が増えることを期待したい。
		マルサマルシェ農泊	2025/2/20 9時30分～13時30分	10	4000円	マルサマルシェが企業の福利厚生の一環として企画したプログラムの中で森林セラピーを体験してもらった。今回の参加者は山梨中央銀行の職員である。参加者10人を比較的高いストレス度が高い5人とストレス度が低い5人のグループに分けて実施した。2月後半は少し寒さがある時期でもあったが、落ち葉の上で寝ころんで日向の暖かさを感じたり、木の枝や葉のにおいを嗅いだりしながらリラックスしていただき参加者からは好評を得た。

令和6年度主催事業 (6/8)

番号	事業名		開催日・時間	参加人数	参加費	内容
	森林セラピー	早春の風を感じる森林セラピー	2025/3/11 9時30分～13時30分	4	4000円	30代、40代、60代の親子2組での森林セラピーの依頼があった。お一人足に不調がある方がいたが、宮澤セラピストが中心となり配慮してセラピーを実施していただいた。当日、急遽幼稚園の利用があり落ち着かない場面もあったが、全体的にはリラックスして満足いただけたようだ。
		春を迎えて深呼吸！森林セラピー	2025/3/29 9時30分～13時30分	2	4000円	年間計画の5/5回目。宮城県から40代と60代の親子での参加者であった。参加者自身もガイドの資格を持っており、旅行日と森林セラピーの開催日が重なっていたため勉強も兼ねて参加したとのことだった。雨が降っているなかであったが、サクラが咲き始め、ハナモモも満開であり、リラックスして過ごしていただいた。お弁当も好評だった。
				68		合計
自由参加プログラム						
18	生きものレクチャー		今期開催なし	0	無料	セルフガイドシート等を案内し実施無し
19	歴史・文化探訪セミナー	古墳編	2024/10/26 10時～12時	16	無料	考古博物館所蔵品として、実際の四ツ塚古墳群から出土した土器3点を展示し、現地で四ツ塚古墳群の23号・27号を解説
20	歴史・文化探訪セミナー	中山みち編	2024/11/9 10時～12時	12	無料	曹洞宗の古刹廣嚴院までの古道「中山道」の歴史を紐解くセミナーを開催した。廣嚴院では住職より武田四代から手厚い庇護を受けた話と江戸城まで乗る籠の説明を受けて終了となった。
21	マウンテンバイク教室		2025/3/9 9時～12時	7	無料	スポーツの森P2駐車場で基本練習としてプレーキ、走行、ハンドルの各操作について基本を指導。また、マウンテンバイクコースでは全員で7周も周回するなど、参加者が全員で汗をかき運転技術も向上を図ることができたと喜んでいました。
22	自転車パンク修理講座		2024/9/8 10時～12時	5	無料	パンク修理の基本作業のパンク箇所の検索、チューブ磨き、接着剤の塗布、補修用ゴムの貼付けを順次わかりやすく説明し理解して頂いた。後半は自転車のメンテナンスについて説明し、日常行うメンテナンスをマスターして頂いた。
23	交通安全講習会		2025/3/29 10時～14時	0	無料	令和6年11月20日雨天で延期 令和7年3月29日雨天で中止となった。
24	初心者向けTBG教室		2025/3/15 10時～12時	7	無料	講師からターゲットバードゴルフ楽しむには安全確保に対するルール、ボールのセット方法について説明を受けた後、4名と3名に別れラウンドレッスンを受けた。
25	TBG大会		2025/2/8 9時～12時	72	無料	昨晩降った雪が少し残ったコースで、9時20分から18ホール一斉にスタートするショットガンスタートで競技が開始された。日頃の練習成果を發揮し最高スコア76の依田さんが優勝した。協賛したココア・コーラ様よりお茶を参加賞として全員に配布し、好評を頂いた。また、金川の森からは総合優勝と男女別の1位～3位、飛賞を10位単位で設定し7名の方々に商品を授与し山梨県TBG協会事務局や全員から好評を頂き閉会式を終了した。
26	ゲートボール大会		2025/3/9 9時～12時	37	無料	早朝より各チームが受付を行い、7チーム総当たり戦で優勝を争う熱戦となった。優勝チームは「ひみね」準優勝「チームシャイン」3位「ちゃんずファースト」
27	ウォーキング教室 (血管年齢測定イベントとして開催)		224/3/18 3月18日、 19日、21日 9時～16時	27	無料	健幸エクササイズイベントとして毎年、山梨学院大学と連携しウォーキング教室を開催してきたが、連携してきた三本木教授が異動となったため、今年度より、後任の大庭特任講師との連携になった。ウォーキングにより、動脈硬化及びそれに起因する病気の抑制が期待できること。また、自分の動脈硬化を数値で評価できるように血管の硬さを測定するイベントを開催した。定員の11名はすぐに埋まり、参加者は自分の血管の状況を知り、生活習慣の見直しができたと好評であった。今後は第4四半期の3月にも開催を予定しており、おむね3か月ごとに測定することでウォーキングをしている利用者の振り返りの機会を提供していく予定である。
				183		合計

令和6年度主催事業 (7/8)

番号	事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容	
体験プログラム(申し込み不要)						
28	クラフトコーナー	随時	4	無料	サービスセンターで気軽に楽しめるクラフトとして、ぬりえ、折り紙を無料で、バードコールづくり、森のなんでもふくわらいを有料で提供している。今期はぬりえの参加者が1人とバードコール2名付き添い1人であった。	
29	セルフガイドシート	公開・配架	随時	330	無料	新作の野鳥を含め10種類のセルフガイドシートをウェブページ上で公開し、園内で配架している。今期は330部を発行しており、中でもどんぐりが110部と多く、次いで小川のむしが90部、新作の野鳥が70部だった。どんぐりは時期として例年、発行数が多くなるが、小川のむしの発行数が多くなったことが今年度の特徴だった。11月30日に生きもの博士養成講座で扱ったことや、プログラム実施まで水生生物の展示を継続していたことによると思われる。また、新作の野鳥の発行部数も多く需要があったといえる。
		新規作成	11月～	70	無料	年間を通して70種近くの野鳥が観察できる当園だが、野鳥観察は他の生きもの観察に比べてハードルが高いようで、初心者のバードウォッチャーはあまり見られない。また、当園の特徴である森林や水辺、草地と多様な環境があることで観察できる鳥種が多いと考えられる。そこで、野鳥観察のハードルを下げ、環境や季節によって見られる鳥種を視覚的に理解できるようにセルフガイドシートを作成し、ウェブサイトでの公開、サービスセンターやサンルームでの配架をしている。また、生きもの観察レンタルセット(野鳥)に同包し初心者でもバードウォッチングを楽しめるようにした。
				404		合計

令和6年度主催事業 (8/8)

番号	事業名	開催日・時間	参加人数	参加費	内容
支援事業					
30	moritomirai × Green Camp	2024/10/5 9時30分～15時	31	無料	山梨日日新聞社と山梨トヨペットの共催イベントであるmoritomirai × Green Campを開催した。午前中はmoritomirai体験、午後は園内散策をした。パークガイドは午前はファンリテーターを午後はガイドを担当した。山梨日日新聞社ではカードゲームと自然散策を組み合わせたイベントをJTなどと開催経験はあったようだが、カードゲームを理解しているファンリテーター資格保持者が構成する自然体験との組み合わせは初めてであったため、カードゲームと自然体験とのつながりがよく、参加者の満足度も高かったと依頼主である山梨日日新聞社や山梨トヨペットから評価をいただいた。また、依頼主からは今後も継続して開催したいとの声が聞かれた。
	大石小学校	2024/10/16 10時～10時15分	29	無料	毎年依頼をいただき、サービスセンター内の展示の説明を15分～20分ほど実施している。金川の森にはどんな魚、鳥、昆虫、植物が見られるのか児童の質問に答えながら説明した。
	甲府市教育協議会生活研究部会	2024/11/7 15時30分～16時30分	5	無料	10月6日のプログラムを見て問い合わせがあった。授業や校外学習で活用したいということで、どんぐりを食べたり、どんぐりを使ったおもちゃや遊びを伝えたり、どんぐりの木の葉っぱから種類を見分ける方法を教えたりした。「楽しかった」「季節のプログラムも体験したい」との感想をいただいた。今後、団体プログラムの利用も期待できる。
	市川幼稚園	2024/11/20 10時15分～11時45分	38	無料	毎年春に年長児の親子遠足のガイド依頼をいただいている市川幼稚園から今年度は年少児の親子遠足のガイド依頼があった。秋を五感で感じる。親子の交流。とのガイド依頼であったため、多様などんぐりを拾い、ふくわらいをすることで多様性を感じたり、転がしレースをすることや実生観察により種子散布を体験理解したりすることを促すプログラムを企画した。しかし、当日雨天となつてしまい急遽、サービスセンター内開催とした。室内開催となったため、どんぐりを拾ったり実生の観察はできなかったが、クリスマスリース用に採取していたどんぐりを使い様々なアクティビティを体験し多様性や種子散布について体験提供ができた。また毎年のガイド内容が評価され他年児のガイドの依頼につながった例である。
	日川高校	2025/2/3 14時～15時	20	無料	地域の課題を高校生が見出し、探求する授業の2回目。第1四半期に「職業人と語る」と題し、地域課題の例として金川の森の事例発表を実施した。その他、県内各地から講師が発表後、高校生がテーマを決め、探究した報告を「職業人と語る」と題し今期実施された。当園パークガイドは自然分野のテーマを担当し、発表を聞き、コメント総評を実施した。中には当園で見つけたキノコをきっかけに木のこと山梨の気候について興味を持って研究した事例もあり、地域の高校生の科学的思考や探究心を高める一助になっていると思われる。
	フルーツ公園くだも	2024/12/15 午前・午後 10時～15時	31	無料	山梨市にあるフルーツ公園からの講師依頼があったもの。フルーツに関するクラフト体験との依頼だったためフルーツ公園で採取できる自然素材(ぶどう蔓、松ぼっくり、ユリノキ、モミジバフウなど)を使ったクリスマスリースづくりを企画した。当園では素材として扱った生きものや人間やその他の生きもののかかわりについて伝えたが、フルーツ公園では室内開催であり植物採取が体験できないものの素材としてではなく生きものとしての視点で扱った素材を見られるよう松ぼっくりやユリノキなどの種子散布体験を提供したり、写真を使い他の生きもの特に鳥類とのかかわりを紹介した。
31	ボランティア活動支援	随時	472	無料	ボランティア活動支援を行い活動の活性化を図ります。
32	レクリエーション活動支援	随時	154	無料	園内で新しいレクリエーションのニーズを確認したり、TBG等の大会開催を支援します。
33	職場体験へこうし！ (社会教育支援)	随時	4	無料	金川Foresta Felice開催時に、地域の中학생や高校生に積極的な支援をして頂き社会教育を学んで頂きます。
34	スポーツイベント (団体活動支援)	随時	1630	無料	スポーツイベント活動を支援し、電源の提供等を行います。
			2414		合計
			4,860		総合計

別表6

令和4・5・6年度利用実績

1. 利用者の推移

(単位:人)

	R4	R5	R6
利用者総数	297,750	295,100	311,200
うち有料施設利用者数	52,193	47,508	51,127
うち無料施設利用者数	92,713	111,126	111,063

※利用者総数は推定値

令和4年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金収入	5,761,350	施設利用料
指定管理料	70,198,000	
事業収入	124,500	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	2,736,280	
自主事業からの充当	328,000	
合計(A)	79,148,130	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	37,287,342	給料手当 共済費 臨時雇用賃金 退職積立繰入額
光熱水費	7,423,689	電気代、水道代、暖房用灯油、自動車ガソリン
修繕費	1,460,784	遊具、自転車、サイクルカート等
委託費	20,733,784	植栽管理、遊具点検、警備、清掃、廃棄物委処理、錦鯉管理、自転車等貸出、消防設備点検、浄化槽・受水槽維持管理等
原材料費	0	販売物品仕入に係る支出
消耗品費	388,401	園地及び館内管理等及び事務用品に係る物品購入等
印刷製本費	38,650	パンフレット作成代、コピー代
通信運搬費	337,553	電話代、切手代、宅急便、インターネット使用料
保険料	873,244	
報償費	3,488	
広告費	298,100	
備品購入費	0	
負担金	108,461	
使用料及び賃借料	821,313	レンタルサーバー使用料、銀行振込システム使用料、コピー機付加機能料、NHK受信料、用水使用料
手数料	30,457	銀行振込手数料
主催・支援事業費	4,146,552	主催事業に係る経費(講師謝礼、物品購入、傷害保険料等)
公租公課費	3,928,944	法人税、印紙代、重量税
合計(B)	77,880,762	

令和5年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金収入	4,802,310	施設利用料
指定管理料	72,481,424	
事業収入	279,160	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	2,757,465	
自主事業からの充当	248,000	
合計(A)	80,568,359	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	39,027,024	給料手当 共済費 臨時雇用賃金 退職積立繰入額
光熱水費	7,412,427	電気代、水道代、暖房用灯油、自動車ガソリン
修繕費	2,047,149	遊具、自転車、サイクルカート等
委託費	18,187,869	植栽管理、遊具点検、警備、清掃、廃棄物委処理、錦鯉管理、自転車等貸出、消防設備点検、浄化槽・受水槽維持管理等
原材料費	0	販売物品仕入に係る支出
消耗品費	408,852	園地及び館内管理等及び事務用品に係る物品購入等
印刷製本費	46,875	パンフレット作成代、コピー代
通信運搬費	316,610	電話代、切手代、宅急便、インターネット使用料
保険料	793,422	
報償費	1,382	
広告費	265,200	
備品購入費	29,800	
負担金	132,003	
使用料及び賃借料	440,702	レンタルサーバー使用料、銀行振込システム使用料、コピー機付加機能料、NHK受信料、用水使用料
手数料	89,530	銀行振込手数料
主催・支援事業費	4,822,302	主催事業に係る経費(講師謝礼、物品購入、傷害保険料等)
公租公課費	4,361,457	法人税、印紙代、重量税
合計(B)	78,382,604	

令和6年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位:円

項目	実績	内訳
利用料金収入	4,234,470	施設利用料
指定管理料	73,185,592	
事業収入	384,370	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	2,643,411	
自主事業からの充当	305,000	
合計(A)	80,752,843	

2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	38,654,132	給料手当 共済費 臨時雇用賃金 退職積立繰入額
光熱水費	8,297,375	電気代、水道代、暖房用灯油、自動車ガソリン
修繕費	2,634,227	遊具、自転車、サイクルカート等
委託費	18,576,059	植栽管理、遊具点検、警備、清掃、廃棄物委処理、錦鯉管理、自転車等貸出、消防設備点検、浄化槽・受水槽維持管理等
原材料費	41,646	販売物品仕入に係る支出
消耗品費	537,778	園地及び館内管理等及び事務用品に係る物品購入等
印刷製本費	72,095	パンフレット作成代、コピー代
通信運搬費	351,563	電話代、切手代、宅急便、インターネット使用料
保険料	839,592	
報償費	0	
広告費	402,400	
備品購入費	0	
負担金	157,778	
使用料及び賃借料	736,581	レンタルサーバー使用料、銀行振込システム使用料、コピー機付加機能料、NHK受信料、用水使用料
手数料	199,607	銀行振込手数料
主催・支援事業費	3,764,572	主催事業に係る経費(講師謝礼、物品購入、傷害保険料等)
公租公課費	4,235,029	法人税、印紙代、重量税
合計(B)	79,500,434	

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート概要(令和6年度事業分)

施設名 山梨県森林公園金川の森
 所管課 森林環境部 県有林課
 指定管理者 cowshi金川の森パートナーズ
 構成団体 一般社団法人山梨県木材協会、株式会社七保、株式会社馬場設計、株式会社富士植木

1 指定管理者の推移

導入年度	平成18年度					
指定管理者名	出資法人	指定期間			委託料総額 (単位:円)	
財団法人 山梨県林業公社	○	H18.4.1	～	H21.3.31	3年	225,680,000
公益財団法人 山梨県林業公社 (H25.6.30まで財団法人)	○	H21.4.1	～	H26.3.31	5年	371,179,000
アメニス山梨(金川の森)グループ		H26.4.1	～	H31.3.31	5年	350,743,000
cowshi金川の森パートナーズ		H31.4.1	～	R5.3.31	4年	284,323,801
cowshi金川の森パートナーズ		R5.4.1	～	R9.3.31	4年	299,580,000

2 施設の概要

所在地	笛吹市一宮町国分1162-1		
設置年月日	平成8年5月30日		
設置根拠 (法律、条例等)	山梨県都市公園条例		
設置目的	金川沿岸の水害防備の歴史を有する貴重な平地林を将来にわたり保存し、保安林機能の増進を図るとともに県民の保健休養の場として活用するため設置する。		
主な業務の内容	(1)施設等の維持保全に関する業務 (2)有料公園施設の利用の承認に関する業務 (3)森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 (4)交通安全に関する講習会の実施に関する業務		
主な施設内容 (定員等)	○公園面積 36.2ha ○施設の内容 ・どんぐりの森 10.9ha (管理事務所、サイクルステーション、トイレ、遊具施設、経塚占墳、ターゲットハードゴルフ場、森のせせらぎ、峯望池等) ・スポーツの森 11.3ha (サイクルステーション、乗り物広場、トイレ、ターゲットハードゴルフ場、マウンテンバイクコース、遊具施設等) ・さくらの森 2.7ha (さくら堤、花見台、トイレ等) ・ふれあいの森 3.7ha (芝生広場、トイレ等) ・かぶとむしの森 5.3ha (ハードデッキ、遊具施設、野鳥のせせらぎ、ゲートボール場、いきもの観察施設、トイレ等) ・こもれびの森 2.3ha (ドックラン、水飲み等)		
備考 (改築工事等の状況、一括管理施設等)	・金川の森屋外トイレ新設工事	13,036,100円	R3.3.31～R3.9.30
	・金川の森休憩舎改築工事	31,023,300円	R5.7.18～R6.2.28

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート概要(令和6年度事業分)

3 指定管理業務に係る収支状況

(単位:円)

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
収入合計	77,887,116	77,576,307	78,820,130	80,568,359	80,752,843	
支出合計	73,018,116	72,852,196	73,956,818	78,382,604	79,500,434	
収支差額	4,869,000	4,724,111	4,863,312	2,185,755	1,252,409	

4 利用状況、利用者満足度の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
利用実績	249,762人	286,143人	297,750人	295,100人	311,200人	公園利用者数
利用者 満足度	◎	◎	◎	◎	◎	「満足」又は「どちらかといえは満足」の合計 ◎:80%以上 ○:60%以上80%未満 △:60%未満

5 運営目標の達成状況(令和6年度)

令和6年度 利用者数 目標値 320,000人 → 実績値 311,200人
 目標値を概ね達成した結果(97.3%)となった。
 全体的な来園者数は好調な数値といえるが、7月・8月の異常気象により熱中症アラートが頻繁に発令され、気象条件の影響を受けて利用者の減少に繋がった。
 また、ターゲットボードゴルフコースの改修工事に伴う利用制限や、スポーツの森での漏水対策工事により、自転車とカートの貸出を中止した結果、収益に影響が出たと思われる。
 園地管理については、計画的な除草作業や日々の巡回点検の結果を適切に反映させることで、効率的な管理体制を維持することができた。
 なお、利用者満足度は目標の80%を大きく上回る99.1%となり、高い評価を得た。

6 施設所管課による総合的な評価及び指導事項(令和6年度)

令和6年度の利用者数は311,200人となり、前年度(295,100人)から増加し、目標値に対しても97.3%と概ね達成した。これは、Instagramやホームページ、チラシなどを活用した積極的な広報活動の成果であり、来園者数の増加や利便性の向上に寄与した点は高く評価される。
 また、多様な事業を積極的に展開し、地域とのつながりを大切にしたい取り組みも、来園者サービスの向上と地域貢献の両面で成果を上げたと考えられる。
 一方で、工事による一部施設の利用制限により利用者数や収益に影響を受けたため、今後も施設の経年劣化を見据えた日常点検をより一層強化し、異常が見られた場合は速やかに県へ情報を共有する体制を徹底するよう指導した。
 加えて、隣接する国道の歩道に一部立木の枝が張り出し、歩行者の通行に支障をきたす恐れがあったため、速やかな対応を指導した。

7 施設所管課の指導事項に対する指定管理者の対応状況(令和6年度)

どんぐりの森で漏水が発生した際には、速やかに対応を行い、施設の利用制限を最小限に抑えた。
 また、遊具点検の結果、老朽化が確認された遊具については一部を使用中止とし、速やかに県へ情報を共有したことで、補正予算による修繕工事を実施することができた。
 さらに、隣接する歩道に張り出していた枝についても迅速に対応し、クレームにつながる前に対処した。

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

施設名 山梨県森林公園金川の森

所管課 森林環境部 県有林課

指定管理者 cowshi金川の森パートナーズ

構成団体 一般社団法人山梨県木材協会、株式会社七保、株式会社馬場設計、株式会社富士植木

1 利用状況 (単位:人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	公園利用者数	249,762	286,143	297,750	295,100	311,200
	利用者数合計	249,762	286,143	297,750	295,100	311,200
	目標値	310,000	340,000	350,000	300,000	320,000
	実績/目標割合	80.6%	84.2%	85.1%	98.4%	97.3%
	目標値の設定方法	(R2~R4)過去の実績を参考に設定 (R5)令和3年度実績×1.05 (R6)令和5年度目標+20,000人				
利用率	稼働率等(利用率)	730人/日	837人/日	873人/日	863人/日	915人/日
	稼働率等(利用率)の算定方法	利用者人数/営業日数(R6:340日)				
利用率	稼働率等(利用率)	35.4%	46.9%	46.4%	43.7%	33.1%
	稼働率等(利用率)の算定方法	自転車等利用台数(R6累計32,001台) / (自転車等保有台数(284台)×営業日数(340日))				

2 類似施設・近隣施設

名称・施設内容等	山梨県立武田の杜保健休養林(健康の森、鳥獣センター等)
----------	-----------------------------

3 補修工事等の状況(令和6年度) (単位:円)

県	金川の森ターゲットバードゴルフ場改修工事	11,286,000
県	金川の森園路外舗装工事外7件	36,373,700
管	BBQ場屋根修繕	1,100,000
管	スポーツの森漏水箇所修繕	440,000
管	スポーツの森陥没修繕外28件	1,094,227

修繕等の負担区分(基本協定書): 1件60万円未満の修繕等は指定管理者が実施
*ただし、上記にかかわらず、県の承認により、指定管理者が修繕等を実施することができる。

4 自動販売機設置状況等(令和6年度) (単位:円)

台数	選定方法	収入割合	収入額	仕入(支出)額
3	随意契約	売上額の24%	731,491	
10	随意契約	売上額の48%	1,592,165	
5	随意契約	売上額の28%	319,755	

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

5 指定管理業務に係る収支状況

(単位:円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 入	A 収入額計	77,887,116	77,576,307	78,820,130	80,568,359	80,752,843
	施設利用料	4,416,640	5,732,990	5,761,350	4,802,310	4,234,470
	指定管理委託料	71,207,096	69,316,000	70,198,000	72,481,424	73,185,592
	自動販売機収入	2,206,620	2,442,667	2,736,280	2,757,465	2,643,411
	その他	56,760	84,650	124,500	527,160	689,370
支 出	B 支出額計	73,018,116	72,852,196	73,956,818	78,382,604	79,500,434
	人件費	35,786,589	36,533,626	37,287,342	39,027,024	38,654,132
	消耗品費	414,457	404,928	388,401	408,852	537,778
	印刷製本費	7,142	24,265	38,650	46,875	72,095
	光熱水費	6,655,969	6,358,629	7,103,098	7,076,946	7,992,714
	通信運搬費	268,597	310,422	337,553	316,610	351,563
	広告費	255,300	265,200	298,100	265,200	402,400
	備品購入費	3,270			29,800	
	使用料・賃借料	682,240	666,590	821,313	440,702	736,581
	燃料費	329,163	348,204	320,591	335,481	304,661
	修繕費	2,912,328	3,022,695	1,460,784	2,047,149	2,634,227
	租税公課費	48,100	36,000	5,000	4,361,457	4,235,029
	植栽管理費	8,366,090	6,791,558	7,284,596	5,100,262	7,904,633
	駐車場管理費	99,000	178,200	407,000	403,600	352,656
	主催事業運営費	3,510,082	3,619,210	4,146,552	4,822,302	3,764,572
	その他	927,401	866,962	1,015,650	1,016,337	1,238,623
	外部委託費	12,752,388	13,425,707	13,012,188	12,681,007	10,318,770
	警備業務費	316,800	316,800	316,800	316,800	323,400
	自転車管理費	18,770				
	清掃業務	4,053,915	4,035,753	4,012,891	4,296,808	1,209,787
	設備保守管理費	2,903,806	3,489,067	3,510,056	2,846,096	3,718,395
	自然環境プログラム運営費	5,459,097	5,584,087	5,202,441	5,224,303	5,067,188
	外部委託比率	17.5%	18.4%	17.6%	16.2%	13.0%
県への納付金						
収支差額(A-B)		4,869,000	4,724,111	4,863,312	2,185,755	1,252,409
一人当たり指定管理者委託料*		285.1	242.2	235.8	245.6	235.2

* 指定管理者委託料÷利用者数(単位:円)

(参考)自主事業に係る収支状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
C 収入額計	815,510	735,810	2,894,615	3,733,911	4,442,934
D 支出額計	223,741	344,614	2,671,266	1,436,379	1,876,381
収支差額(C-D)	591,769	391,196	223,349	2,297,532	2,566,553

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

6 自主事業の実施状況

	事業名	対象者	実施場所
1	健幸エクササイズ	一般利用者	公園全体
2	福祉用自転車	一般利用者	どんぐりの森
3	金川Foresta Felice	一般利用者	どんぐりの森
4	木工クラフトフェア／ミニログフェア	一般利用者	サービスセンター
5	ケータリングカー	一般利用者	どんぐりの森
6	雑貨品などの物品販売	一般利用者	サービスセンター
7	福祉施設との連携	一般利用者	サービスセンター
8	ゲーム型発電式フィットネスマシーン	一般利用者	サービスセンター
9	BBQサイト	一般利用者	どんぐりの森
10	鯉の餌販売	一般利用者	サービスセンター

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

7 利用者満足度

実施方法等	実施時期: 令和6年4月～令和7年3月 実施方法: 来園者へのアンケート 回答数: 119人			
	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満
樹木や芝生の状況	86.6%	13.4%		
トイレや休憩所、ベンチ、園路等の状況	77.8%	16.2%	5.1%	0.9%
園内外の案内、情報サービス	78.3%	16.5%	4.3%	0.9%
安全、安心感、落ち着き感	87.3%	11.0%	1.7%	
催しもの、イベントの充実	78.3%	18.3%	3.4%	
スタッフの対応	88.8%	10.3%	0.9%	
施設全般の満足度	88.6%	10.5%	0.9%	
利用者の主な意見	<p>①トイレに虫がいて、子どもが嫌がるので掃除をしてもらいたい。 ②サイクルカートのギアや本体がサビでいて乗りづらかった。 ③トイレ内が暗いため、防犯上、特に遊具付近のトイレなど明るくできないか。 ④日差しが強いため、BBQ場に屋根が欲しい。 ⑤かぶとむしの森を散歩中、歩道上をバイクで乗り回っている犬連れの人があり、危なくて困るため何とかして欲しい。</p>			
利用者の意見への対応	<p>①定期的に清掃スタッフが掃除を行っているが、意識して掃除するよう伝達した。 ②定期的に点検を実施しているが、サイクルカートは購入時期が古いものもあり、点検の結果により整備に加え、廃棄も検討する。 ③意見をいただいた後、早急に人感センサー付きの簡易ライトを設置した。 ④BBQ場に屋根を設置した。 ⑤乗り入れ禁止の看板を作成し、かぶとむしの森P8駐車場とP9駐車場に設置した。</p>			

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

8 評価結果

項目	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価
維持管理業務	<p>園内のパトロールをほぼ毎日実施し、危険木や危険箇所を発見した場合は情報共有を図ったうえで、優先度を決め、速やかに対策を行うことができた。</p> <p>また、自転車やサイクルカートについては、日々管理(貸出スタッフ)と定期点検(専門業者依頼)を徹底し、良好な状態で貸出するよう努めた。</p> <p>遊具については年2回の定期点検をもとに、安全基準に適合した遊具のみの提供を行い安全利用を図ることができた。</p>	<p>公園の範囲が広く、樹木をはじめとした維持管理には多人な労力を要する中で、ほぼ毎日安全巡視パトロールを実施し、利用者の安全確保に努めている点は高く評価できる。</p> <p>今後も、自転車等の備品の劣化や遊具に関する日常点検・定期点検の結果、不具合が判明した場合には、速やかに県への情報共有を行うよう、引き続き徹底すること。</p>
運営業務	<p>来園者からの声を大切にし、園地の管理やサービスセンターの業務に積極的に反映させ、多くの利用者から好評をいただいた。</p> <p>また、Instagramやホームページ、チラシなどを活用した広報活動にも力を入れたことで、来園者数の増加や利便性の向上につなげることができた。</p> <p>サービスセンター内の展示物については、季節ごとに内容を入れ替えることで、常に新鮮な印象を与え、利用者から高い評価を得ることができた。</p> <p>さらに、園内に設置されている古墳の解説板や「森のかけ橋」の風景写真を新しくするなど、視認性の向上を図り、来園者にとってより見やすく、親しみやすい環境づくりに努めた。</p>	<p>来園者の声を丁寧を受け止め、それを園地管理やサービスセンター業務に反映させている点は、利用者目線に立った運営がなされている証であり、高く評価できる。</p> <p>サービスセンター内の展示物を季節ごとに入れ替える工夫や、園内の案内表示の更新など、来園者にとっての「見やすさ」「楽しさ」を意識した改善が行われ、利用者満足度の向上に貢献している。</p> <p>来園者の意見や要望、広報活動による効果(アクセス数等)などを分析することで、より効果的な情報発信に努めること。</p>
利用状況	<p>公園利用者数は目標32万人に対し、実績は311,200人であり、達成率は97.3%となった。わずかに目標には届かなかったが、ほぼ達成した状況。要因としては、近年頻発している熱中症アラートの発令による来園控えに加え、ターゲットバードゴルフコースの全面改修工事やスポーツの森における漏水対策工事の影響で利用制限期間が続いたためだと考えられる。</p>	<p>利用者数は目標にわずかに届かなかったものの、外的要因を考慮すれば概ね達成されており、安定した運営が評価できる。</p> <p>今後は、天候や工事による影響を見越した柔軟な集客策や、利用者ニーズに応じたサービスの工夫が期待される。</p>
収支状況	<p>ターゲットバードゴルフコースの全面改修工事や、スポーツの森での漏水対策工事の影響により、一部の施設が利用できない期間があり、施設利用料の収入が減少した。</p> <p>また、物価や人件費の上昇といった厳しい経済状況の中で、清掃業務の一部を内製化し、支出を抑える工夫をした。</p>	<p>工事等により施設利用料収入に影響があったものの、全体の収支減は最小限に抑えられており、柔軟な対応を行っている。</p> <p>加えて、物価や人件費の高騰といった経済的影響を受ける中でも、全体として約125万円の収益を確保している点は評価できる。清掃業務の一部を内製化するなど、コスト管理にも工夫が見られた。</p>

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

<p>自主事業</p>	<p>金川Foresta Felice、健幸エクササイズ、福祉用自転車、森林セラピー等の事業を積極的に展開し、来園者から好評を頂くことができた。また、園内では毎週末や祝日に1コイン弁当の販売を行い、来園者から非常に高い評価を得た。 さらに、地域の福祉施設3か所と連携し、手作り菓子やボールペン、雑巾などを販売したことで、施設側からも感謝の言葉をいただくなど、地域貢献にもつながる取り組みとなった。</p>	<p>多様な事業を積極的に展開し、来園者から好評を得ている点は非常に評価できる。また、1コイン弁当の販売や福祉施設との連携販売など、地域とのつながりを大切にしたり取り組みも、来園者サービスの向上と地域貢献の両面で成果を上げている。 今後も広報の工夫により、地域へのさらなる支援と交流の促進を行うこと。</p>
<p>利用者満足度</p>	<p>施設総合満足度は「満足」「どちらかといえば満足」では99.1%の評価を頂いた。今後ともこの満足度が維持できるよう、更に努めていく事としたい。 また、意見要望・苦情等の意見に対し、適宜適切に対応したことにより来園者からお褒めの言葉を頂いた。 なお、利用者満足度調査件数については119件と若干少なかったが、更に調査件数を増やしていきたい。</p>	<p>施設総合満足度が「満足」「どちらかといえば満足」と回答された方が99.1%に達したことは、日頃からの丁寧な運営と利用者目線に立ったサービス提供の成果である。 利用者満足度調査の件数が119件とやや少なかった点については、今後の課題として認識し、より多くの利用者の声を反映できるよう、調査方法や周知の工夫を図りながら、件数の増加に努めること。</p>

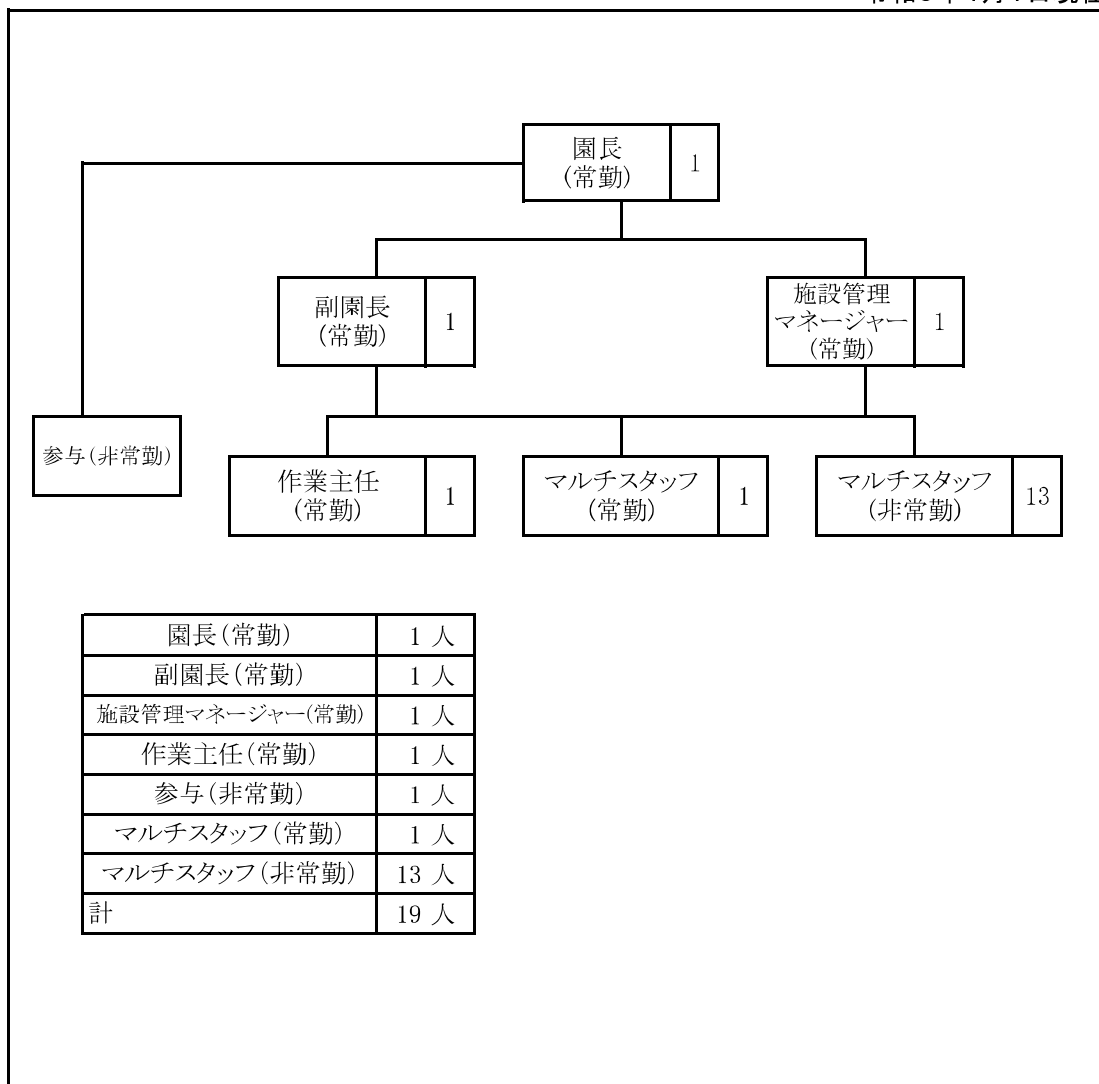
9 施設所管課による定期評価結果

<p>施策推進業務の内容</p>	<p>評価</p>	<p>改善内容</p>
<p>施設の利用促進業務</p>	<p>施設の利用促進を図るため、有料施設(自転車、ターゲットバードゴルフ)の利用件数を評価指標とし、目標値を48,682件に設定。 年間利用件数は51,127件となり、目標を達成した。</p>	<p>工事等により一部施設に利用制限があったものの、広報活動に力を入れたことで目標値を上回った。 今後も広報の工夫により、施設利用の促進に努めること。</p>
<p>自然の普及・啓発業務</p>	<p>森林環境教育等の普及・啓発を図るため、自然体験プログラムのイベント実施回数を評価指標とし、目標値を43回に設定。 年間イベント実施回数は41回であり、目標に対し、95.3%の達成率であった。</p>	<p>未達の主な要因は、雨天による中止および参加希望者不足による中止であるため、雨天時の代替として、屋内プログラム等を検討すること。 また、広報手段を多様化し公園の環境を活かしたプログラムの開発、実施に努めること。</p>

指定管理施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート詳細(令和6年度事業分)

10 管理体制(組織図)

令和6年4月1日現在



○山梨県都市公園条例

昭和三十九年三月三十一日
山梨県条例第二十一号

山梨県都市公園条例をここに公布する。

山梨県都市公園条例

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第一章の二 都市公園の設置に関する基準(第二条の二―第二条の六)
- 第二章 都市公園の管理(第三条―第九条)
- 第三章 指定管理者による管理(第十条―第十七条の二)
- 第四章 監督(第十八条―第二十三条)
- 第五章 雑則(第二十四条―第三十条)
- 第六章 罰則(第三十一条―第三十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)の規定に基づき、都市公園の設置に関する基準及び都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭五七条例一二・平二四条例八三・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 都市公園 法第二条第一項に規定する都市公園
- 二 公園施設 法第二条第二項に規定する公園施設
- 三 有料公園施設 別表第一上欄に掲げる都市公園の同表下欄に掲げる使用料又は利用料金を徴収して利用に供する公園施設

(平一七条例五四・一部改正)

第一章の二 都市公園の設置に関する基準

(平二四条例八三・追加)

(都市公園の設置基準)

第二条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次条及び第二条の四に定めるところによる。

(平二四条例八三・追加)

(県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第二条の三 県民一人当たりの都市公園(国又は市町村が設置するものを含む。)の敷地面積の標準は、十平方メートルから県内に存する都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地の県民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積以上とする。

(平二四条例八三・追加、平三〇条例七・一部改正)

(都市公園の配置及び規模の基準)

第二条の四 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- 一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準とすること。
- 二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準とすること。
- 三 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準とすること。
- 四 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる規模とすること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市

※改正条例が令和9年4月1日より施行されます。
これに伴い利用料金の限度額が変更となります。
新しい金額については「募集要項」5ページの表を参照してください。

公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平二四条例八三・追加)

(公園施設の設置基準)

第二条の五 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

2 法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値を限度とする。

- 一 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下この項において「政令」という。)第六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に百分の十を加えた割合
- 二 政令第六条第一項第二号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に百分の二十を加えた割合
- 三 政令第六条第一項第三号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前二号に規定する割合に百分の十を加えた割合
- 四 政令第六条第一項第四号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前三号に規定する割合に百分の二を加えた割合
- 五 政令第六条第六項に掲げる場合 同項に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に百分の十を加えた割合

(平二四条例八三・追加、平三〇条例七・一部改正)

(公園施設に関する制限)

第二条の六 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

(平三〇条例七・追加)

第二章 都市公園の管理

(行為の禁止)

第三条 都市公園においては、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設の損傷又は汚損
- 二 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらの損傷
- 三 土地の形質の変更
- 四 鳥獣類の捕獲又は殺傷
- 五 はり紙若しくははり札又は広告の表示
- 六 ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- 七 たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- 八 立入禁止区域への立入り
- 九 指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

(平一七条例五四・旧第五条繰上)

(行為の制限)

第四条 都市公園(有料公園施設を除く。)において次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 二 業としての写真又は映画の撮影
- 三 興行
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。ただし、当該行為による都市公園の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第十四条第三項第五号において単に「暴力団」という。)の利益となると認められる場合は、この限りでない。

3 知事は、第一項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

(平一七条例五四・旧第六条繰上、平二四条例二六・一部改正)

(休業日及び利用時間)

第五条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第二のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(平一七条例五四・追加)

第六条 削除

(平二〇条例一五)

(利用の禁止又は制限)

第七条 知事は、都市公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(平一七条例五四・旧第八条線上)

(許可の取消し等)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- 二 この条例の規定による許可に附した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 四 第四条第二項ただし書に規定する場合に該当する者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- 三 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平一七条例五四・旧第九条線上、平二四条例二六・一部改正)

(使用料等)

第九条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の許可又は第十四条第一項若しくは第二項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。第二号において同じ。)を受けた者は、次に定める使用料を、規則の定めるところにより納付しなければならない。

- 一 第四条第一項各号に定める行為の場合又は工作物その他の物件若しくは公園施設の利用等(以下この号において「行為又は利用等」という。)については、別表第三に定める額(当該行為又は利用等が消費税法(昭和六十三年法律第八号)第四条第一項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第六条第一項の規定により消費税の非課税のものに該当しないときは、当該行為又は利用等について同表に定める額に百分の百十を乗じて得た額)

- 二 第十四条第一項又は第二項の承認を受けた利用については、別表第四に定める額

2 知事は、公益上必要があると認める場合においては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰することのできない理由によつて当該許可に係る行為をすることができなくなつた場合においては、その全部又は一部を還付するものとする。

(昭四六条例二五・平元条例三二・平九条例二八・平一六条例四三・一部改正、平一七条例五四・旧第十条線上・一部改正、平二〇条例一五・平二六条例三四・平二九条例四・平三一条例二四・一部改正)

第三章 指定管理者による管理

(平一七条例五四・追加)

(指定管理者による管理)

第十条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第五の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

(平一七条例五四・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十一条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- 三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(平一七条例五四・追加)

(指定の手續)

第十二条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、都市公園の効用を發揮することができるものであること。

- 二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、都市公園の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(平一七条例五四・追加)

(指定管理者の管理する公園施設の休業日及び利用時間)

第十三条 第五条ただし書の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公園施設にあつては、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日^に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(平一七条例五四・追加)

(利用の承認等)

第十四条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該承認に係る有料公園施設内に第三条第五号の広告を表示しようとする場合は、指定管理者の承認を受けて同号の広告を表示することができる。

3 指定管理者は、前二項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 宿泊施設にあつては、衛生上支障があると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 五 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。

(平一七条例五四・追加、平二〇条例一五・平二四条例二六・平二九条例四・一部改正)

(承認の取消し)

第十五条 有料公園施設を管理する指定管理者は、当該有料公園施設を利用する者が前条第三項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項又は第二項の承認を取り消すものとする。

(平一七条例五四・追加)

(利用料金等)

第十六条 第十四条第一項又は第二項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く。)を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第六に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

4 第十三条の規定による利用時間の変更の承認(以下この項において「変更承認」という。)により、利用時間の開始の時刻が別表第二第二号イの表に規定する利用時間の開始の時刻以前となり、又は利用時間の終了の時刻が同表に規定する利用時間の終了の時刻以後となつたとき(有料大会等のために利用する場合を除く。)は、当該変更承認に係る利用時間の開始の時刻又は終了の時刻を同表に規定する利用時間の開始の時刻又は終了の時刻とみなして別表第六の規定を適用する。この場合において、変更承認を受けて指定管理者が利用時間を変更するときにおける同表の規定の適用に当たつての技術的読替え、同表に定める額の算定その他変更承認を受けた利用時間に対するこの条例の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

6 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができない理由によつて利用できなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平一七条例五四・追加、平二九条例四・平三〇条例二三・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第十七条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項(山梨県芸術の森公園を管理する指定管理者にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第十一条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 都市公園の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(平一七条例五四・追加、平二〇条例一五・一部改正)

(知事による管理)

第十七条の二 第十条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、

指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第十一条に規定する都市公園の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第十四条第一項及び第二項の規定による承認が含まれるときに限る。)における同条及び第十五条の規定の適用については、第十四条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十五条中「有料公園施設を管理する指定管理者は、当該」とあるのは「知事は、」とする。
- 3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、第十四条第一項又は第二項の承認を受けた者は、第十六条の規定にかかわらず、別表第六に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対して既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。
- 4 前項の場合における別表第六の規定の適用については、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料金限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。
- 5 第九条第二項及び第三項の規定は、第三項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十七条の二第三項」と、同条第三項ただし書中「許可を」とあるのは「承認を」と、「当該許可に係る行為」とあるのは「当該承認に係る利用又は広告の表示」と読み替えるものとする。
- 6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第十四条第一項及び第十六条第一項の規定の適用については、第十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十七条の二第三項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(平二九条例四・追加)

第四章 監督

(平一六条例四三・追加、平一七条例五四・旧第三章繰下)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十八条 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除却した日時
- 三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため知事が必要と認める事項

(平一六条例四三・追加、平一七条例五四・旧第十二条繰下)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十九条 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報に掲載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(平一六条例四三・追加、平一七条例五四・旧第十三条繰下)

(工作物等の価額の評価の方法)

第二十条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平一六条例四三・追加、平一七条例五四・旧第十四条繰下)

(保管した工作物等を売却する場合の手續)

第二十一条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと思はれる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(平一六条例四三・追加、平一七条例五四・旧第十五条繰下)

第二十二条 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他

規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。

- 2 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者にその工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知するものとする。
- 3 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴するものとする。

(平一六条例四三・追加、平一七条例五四・旧第十六条繰下)

(工作物等を返還する場合の手続)

第二十三条 知事は、保管した工作物等を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させるものとする。

(平一六条例四三・追加、平一七条例五四・旧第十七条繰下)

第五章 雑則

(平一六条例四三・旧第三章繰下、平一七条例五四・旧第四章繰下)

(公園施設の設置等の申請書の記載事項)

第二十四条 法第五条第一項の条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容及び方法その他規則で定める事項とする。

- 2 法第六条第二項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

(昭四六条例二五・旧第十一条繰下、平一六条例四三・旧第十二条繰下・一部改正、平一七条例五四・旧第十八条繰下)

(軽易な変更事項)

第二十五条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、工作物その他の物件又は施設の主要構造部に影響を与えない構造の一部変更その他規則で定める事項とする。

(昭四六条例二五・旧第十二条繰下、平一六条例四三・旧第十三条繰下・一部改正、平一七条例五四・旧第十九条繰下)

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第二十六条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

(昭五七条例一二・追加、平一六条例四三・旧第十三条の二繰下、平一七条例五四・旧第二十条繰下)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第二十七条 第三条、第四条、第七条から第九条まで、第二十四条及び第二十五条の規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(昭五七条例一二・追加、平一六条例四三・旧第十三条の三繰下・一部改正、平一七条例五四・旧第二十一条繰下・一部改正)

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十八条 知事は、次に掲げる場合においては、第四条第一項の許可又は第十四条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十七条の二第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の承認(第四号及び次条において「利用承認」という。)を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第四条第一項の許可をしようとする場合

二 第八条第一項の規定による第四条第一項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第三項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令をしようとする場合

三 指定管理者又は知事が第十四条第一項(第十七条の二第二項において読み替えて適用する場合を含む。別表第六第七号の表備考2において同じ。)の承認をしようとする場合

四 指定管理者又は知事が第十五条(第十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による利用承認の取消しをしようとする場合

(平二四条例二六・追加、平二九条例四・一部改正)

(知事への情報提供)

第二十九条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第四条第一項の許可若しくは利用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(平二四条例二六・追加、平二九条例四・一部改正)

(委任)

第三十条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

(昭四六条例二五・旧第十三条繰下、平一六条例四三・旧第十四条繰下、平一七条例五四・旧第二十二条例繰下、平二四条例二六・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

(平一六条例四三・旧第四章繰下、平一七条例五四・旧第五章繰下)

(過料)

第三十一条 次の各号の一に該当する者に対しては五万円以下の過料を科する。

- 一 第三条の規定に違反して同条各号の一に掲げる行為をした者
- 二 第四条第一項の規定に違反して同項各号の一に掲げる行為をした者
- 三 第八条の規定による知事の命令に違反した者

(昭四六条例二五・旧第十四条繰下、平六条例三二・一部改正、平一六条例四三・旧第十五条繰下、平一七条例五四・旧第二十三条繰下・一部改正、平二四条例二六・旧第二十九条繰下)

第三十二条 偽りその他不正な行為によりこの条例による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

(昭四六条例二五・旧第十五条繰下、平一六条例四三・旧第十六条繰下、平一七条例五四・旧第二十四条繰下、平二四条例二六・旧第三十条繰下)

(両罰規定)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

(昭五七条例一二・追加、平一六条例四三・旧第十七条繰下、平一七条例五四・旧第二十五条繰下、平二四条例二六・旧第三十一条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十九年五月一日から施行する。
(山梨県公園使用料条例の廃止)
- 2 山梨県公園使用料条例(昭和十八年山梨県条例第十一号)は、廃止する。
(山梨県県営運動場管理及び使用料条例の一部改正)
- 3 山梨県県営運動場管理及び使用料条例(昭和三十二年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)

- 4 この条例施行の際、現に山梨県公園使用料条例又は山梨県県営運動場管理及び使用料条例の規定により受けている許可は、この条例の規定により受けた許可とみなす。
- 5 この条例施行の際、現に法、山梨県公園使用料条例又は山梨県県営運動場管理及び使用料条例の規定による許可を受けている者の使用料については、その許可を受けた期間の満了するまでは、なお従前の例による。

附 則(昭四一年条例第九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭四一年四月一日から施行する。

附 則(昭四二年条例第二〇号)

この条例は、昭四二年四月一日から施行する。

附 則(昭四三年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭四六年条例第二五号)

この条例は、昭四十六年四月一日から施行する。ただし、この条例による改正後の山梨県都市公園条例第十条第一項の規定並びに別表第一及び別表第二の四に関する部分については、昭四十六年七月一日から施行する。

附 則(昭四六年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭四九年条例第一四号)

この条例は、昭四十九年四月一日から施行する。ただし、この条例による改正後の山梨県都市公園条例別表第一(バレーボール場を削る改正部分を除く。)及び別表第二の四のスポーツ会館に関する部分については、規則で定める日から施行する。

附 則(昭五一年条例第一八号)

この条例は、昭五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七条例第一二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九条例第二一号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第一六号)

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 昭和六十一年四月一日

二 第二条の規定 昭和六十一年十一月一日

三 第三条の規定 昭和六十二年十一月一日

附 則(昭和六三年条例第一四号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第一七号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定(庭球場に係る部分に限る。)及び別表第二の改正規定(同表第八号イに係る部分に限る。)は同年五月一日から、別表第一の改正規定(庭球場に係る部分を除く。)及び別表第二の改正規定(同表第八号ロに係る部分に限る。)は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第三九号で平成元年七月二七日から施行)

附 則(平成元年条例第三二号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成二年条例第一五号)

この条例は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一山梨県曾根丘陵公園の項の改正規定及び別表第二第八号に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成二年規則第三〇号で平成二年八月一日から施行)

附 則(平成四年条例第二〇号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第五号)

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第三二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第八号)

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成七年規則第四一号で平成七年四月二八日から施行)

附 則(平成七年条例第一八号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第三二号)

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成七年規則第五五号で平成七年一〇月七日から施行)

附 則(平成八年条例第四号)

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成八年規則第二九号で平成八年五月三〇日から施行)

附 則(平成八年条例第一五号)

この条例は、平成八年九月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第二八号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第一三号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第四八号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第六五号)

この条例は、平成十二年九月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第二〇号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第二〇号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第四三号)

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百九号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一六年一月一七日)

附 則(平成一七年条例第五四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の山梨県都市公園条例(以下「新条例」という。)第十条及び第十二条の規定の例により、新条例第十条に規定する都市公園の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則(平成一八年条例第二〇号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一に山梨県桂川ウェルネスパークの項を加える改正規定、別表第二第一号イの表の改正規定、別表第二第二号イの表の改正規定(山梨県桂川ウェルネスパークに係る部分に限る。)及び別表第四第二号を同表第三号とし、同表第一号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年三月二十二日から施行する。

附 則(平成一八年条例第五九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の山梨県都市公園条例第十条及び第十二条の規定の例により、山梨県芸術の森公園及び山梨県桂川ウェルネスパークの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則(平成二一年条例第四六号)

この条例は、平成二十一年八月二日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三三号)

この条例は、平成二十二年七月二十一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第六第一号イの改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第二六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山梨県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の山梨県都市公園条例第四条第二項及び第十四条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第四条第一項の許可及び同条例第十四条第一項の承認の申請について適用し、施行日前行われた第二条の規定による改正前の山梨県都市公園条例第四条第一項の許可及び同条例第十四条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成二四年条例第八三号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定(「^{やぐら}稲荷^{やぐら}櫓」を「^{やぐら}櫓」に改める部分に限る。)は、同年一月十日から施行する。

附 則(平成二六年条例第三四号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第二三号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中第十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成三〇年規則第一七号で平成三〇年八月三日から施行)

附 則(平成三十一年条例第二四号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表第一(第二条関係)

(昭四二条例九・昭四二条例二〇・昭四三条例三九・昭四六条例二五・昭四九条例一四・昭五一条例一八・昭六一条例一六・昭六三条例一四・平元条例一七・平二条例一五・平七条例八・平七条例三二・平八条例四・平八条例一五・平一二条例六五・平一四条例二〇・平一六条例二〇・平一八条例二〇・平二二条例三三・平二四条例八三・平二六条例三四・平三〇条例二三・一部改正)

都市公園の名称	公園施設の種類の
山梨県緑が丘スポーツ公園	洋弓場、体育館及びスポーツ会館並びにこれらの附帯施設
山梨県小瀬スポーツ公園	野球場、陸上競技場、補助競技場、庭球場、球技場、水泳プール、体育館、武道館、アイスアリーナ及びクライミング場並びにこれらの附帯施設
山梨県富士北麓公園	野球場、陸上競技場、屋内練習走路、球技場、体育館及びフリーウエイトトレーニング室並びにこれらの附帯施設
山梨県御勅使南公園	ラグビー場及びその附帯施設
山梨県芸術の森公園	茶室及びその附帯施設
山梨県富士川クラフトパーク	カヌー場及びその附帯施設
山梨県笛吹川フルーツ公園	屋内研修施設、料理教室及び作業室並びにこれらの附帯施設
山梨県森林公園金川の森	ターゲットバードゴルフ場及びその附帯施設
山梨県桂川ウェルネスパーク	料理教室兼作業室及び会議室並びにこれらの附帯施設

別表第二(第五条関係)

(平一七条例五四・追加、平一八条例二〇・平二四条例八三・平二六条例三四・平三〇条例二三・一部改正)

一 休業日

イ 有料公園施設の休業日

区分	休業日	摘要
山梨県緑が丘スポーツ公園及び山梨県御勅使南公園の有料公園施設	一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月三日までの日	四月三〇日から五月五日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県小瀬スポーツ公園及び山梨県富士北麓公園の有料公園施設(水泳プール及びアイスアリーナを除く。)	一 火曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月三日までの日	
山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール	一 火曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一〇月一日から翌年の五月三十一日までの日	七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県小瀬スポーツ公園のアイスアリーナ	一 火曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 四月一日から七月三十一日までの日	一月二日、同月三日、八月一日から同月三十一日までの日及び一二月二九日から同月三十一日までの日は、休業日としないものとする。

山梨県富士川クラフトパークの有料公園施設	一 水曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月一日から翌年の二月末日までの日	四月三〇日から五月五日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県笛吹川フルーツ公園の有料公園施設	一 水曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から同月三十一日までの日	一月二日、同月三日、四月三〇日から五月五日までの日及び七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場	一 月曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月一日までの日	
山梨県桂川ウェルネスパークの有料公園施設	一 水曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月一日までの日	
その他の有料公園施設	一 月曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月三日までの日	

ロ その他の公園施設の休業日

区分	休業日	摘要
山梨県舞鶴城公園の <small>やぐら</small> 櫓	一 月曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月三日までの日	
山梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場	一二月二九日から翌年の一月五日までの日	
山梨県富士川クラフトパークのサービスセンター	一 水曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二七日から翌年の一月一日までの日	四月三〇日から五月五日までの日及び七月一日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。
山梨県森林公園金川の森の乗り物広場及びサービスセンター	一 月曜日(この日が休日である場合は、その翌日) 二 一二月二九日から翌年の一月一日までの日	一月二日、同月三日、四月三〇日から五月五日までの日及び七月二日から八月三十一日までの日は、休業日としないものとする。

二 利用時間

イ 有料公園施設の利用時間

区分	利用時間
山梨県緑が丘スポーツ公園の洋弓場、体育館及びスポーツ会館(研修室及び会議室)、山梨県小瀬スポーツ公園の野球場、陸上競技場、庭球場、球技場、体育館、武道館、アイスアリーナ及びクライミング場並びに山梨県富士北麓公園の陸上競技場、屋内練習走路、体育館及びフリーウエイトトレーニング室	午前八時三〇分から午後九時まで
山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館(屋内プール)	午前九時から正午まで、午後一時から午後四時三〇分まで及び午後五時三〇分から午後八時三〇分まで
山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館(宿泊施設)	午後三時から翌日の午前一〇時まで

山梨県芸術の森公園の茶室、山梨県笛吹川フルーツ公園の屋内研修施設、料理教室及び作業室並びに山梨県桂川ウェルネスパークの料理教室兼作業室及び会議室	午前九時から午後九時まで
山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場	午前九時から午後五時まで
その他の有料公園施設	午前八時三〇分から午後五時三〇分まで

ロ その他の公園施設の利用時間

区分	利用時間
山梨県舞鶴城公園の ^{やぐら} 櫓	午前九時から午後四時三〇分まで
山梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場、山梨県富士川クラフトパークのサービスセンター並びに山梨県森林公園金川の森の乗り物広場及びサービスセンター	午前九時から午後五時まで
山梨県曾根丘陵公園、山梨県芸術の森公園及び山梨県笛吹川フルーツ公園の野外研修施設	午前九時から午後九時まで
山梨県曾根丘陵公園の庭球場	午前八時三〇分から午後九時まで
山梨県曾根丘陵公園の研修センター	午前八時三〇分から午後五時まで
山梨県笛吹川フルーツ公園の屋根付広場・展示室	午前九時から午後五時まで。ただし、五月一日から一〇月三十一日までの間の土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前九時から午後五時三〇分まで

別表第三(第九条関係)

(平一七条例五四・追加)

一 法第五条第一項の規定により公園施設を設け、又は管理する場合

区分	単位	金額
建築物である公園施設	一平方メートル一年	五〇、〇〇〇円以内で知事が定める額
建築物でない公園施設	一平方メートル一年	三、二〇〇円以内で知事が定める額

二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する場合

占用物件	占用料		
	単位	所在地	
		市	町村
第一種電柱	一本一年	一、〇〇〇円	七七〇円
第二種電柱		一、六〇〇円	一、二〇〇円
第三種電柱		二、二〇〇円	一、六〇〇円
第一種電話柱		九三〇円	六九〇円
第二種電話柱		一、五〇〇円	一、一〇〇円
第三種電話柱		二、一〇〇円	一、五〇〇円
共架電線その他上空に設ける線類	一メートル一年	一〇円	七円
地下電線その他地下に設ける線類		五円	四円
変圧塔	一基一年	一、四〇〇円	一、一〇〇円

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・一メートル未満のもの	一メートル一年	四八円	三六円
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		七二円	五三円
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		九五円	七一円
	外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの		一九〇円	一四〇円
	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの		四八〇円	三六〇円
	外径が一メートル以上のもの		九五〇円	七一〇円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	一平方メートル一日	四四円	一一円	
標識	一本一年	一、一〇〇円	八五〇円	
防火用貯水槽その他これに類するもので地下に設けられるもの	一平方メートル一年	五〇〇円	四一〇円	
工事用施設又は工事用材料置場	一平方メートル一月	四四〇円	一一〇円	
その他のもの		知事が定める額		

備考

- 1 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係る使用料については、当該工作物が大規模であり、又は長期にわたり設置される場合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。
- 2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	一日	六〇〇円
業としての写真の撮影	写真機一台一日	六〇〇円
業としての映画の撮影	一日	一四、六〇〇円
興行	一平方メートル一日	一一円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	一平方メートル一日	八円

花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	知事が定める額
------------------------	---------

備考 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに係る使用料については、当該催しが大規模であり、又は長期にわたる場合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。

別表第四(第九条関係)

(平一七条例五四・追加、平一八条例二〇・平二〇条例一五・平二六条例三四・平三一条例二四・一部改正)

一 施設を利用する場合

施設の名称	一時間	一日
		午前九時～午後九時
茶室(茶席、和室及び立礼席)	二、八八〇円	二八、八二〇円
茶室(茶席)	一、三二〇円	一三、二〇〇円
茶室(和室)	九九〇円	九、九〇〇円
茶室(立礼席)	九九〇円	九、九〇〇円

備考 一時間を単位として利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

二 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	金額
茶道具	一個一回	三八〇円

三 第十四条第二項の行為をする場合

区分	単位	金額
茶室及びその附帯施設内に広告を表示する行為	一平方メートル一日	一、九八〇円

別表第五(第十条、第十一条関係)

(平一七条例五四・追加、平二〇条例一五・平二六条例三四・一部改正)

都市公園の名称	業務の範囲
山梨県緑が丘スポーツ公園	
山梨県愛宕山広域公園	
山梨県小瀬スポーツ公園	一 スポーツの振興のための催しの実施に関する業務 二 スポーツの講習会の実施に関する業務
山梨県富士北麓公園	一 スポーツの振興のための催しの実施に関する業務 二 スポーツの講習会の実施に関する業務
山梨県御勅使南公園	
山梨県曾根丘陵公園	
山梨県芸術の森公園	
山梨県富士川クラフトパーク	カヌーの普及のための催しの実施に関する業務
山梨県笛吹川フルーツ公園	一 果実及び緑化に関する催しの実施及び情報提供に関する業務 二 果樹の展示に関する業務
山梨県森林公園金川の森	一 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 二 交通安全に関する講習会の実施に関する業務

備考 利用時間がこの表の区分による時間を超過する場合の超過時間に対する額は、全日の金額を時間割により算定して得た額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。

※令和9年4月1日から利用料金限度額を改定します。
「募集要項」5ページの表を参照してください。

七 山梨県森林公園金川の森を利用する場合

施設の名称	利用の区分	利用料金限度額	定期利用料金限度額
ターゲットバードゴルフ場	一般及び大学生	一人九ホールにつき 五〇〇円	一人につき 六、〇三〇円
	高校生	一人九ホールにつき 二五〇円	一人につき 三、〇二〇円
	中学生以下	一人九ホールにつき 一三〇円	一人につき 一、二八〇円

備考

- 1 利用ホール数に九ホール未満の端数があるときは、その端数を九ホールとする。
- 2 定期利用料金は、第十四条第一項の承認の日から起算して三月間の利用を単位とする。

八 山梨県桂川ウェルネスパークを利用する場合

施設の名称	一時間
料理教室兼作業室	三五〇円
会議室	添付資料3 四〇〇円

備考 利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

九 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	利用料金限度額	摘要
放送設備(一〇〇ワット以下)	一式半日	一、八七〇円	一 半日を超えて使用する場合は、半日の額の二倍の額とする。 二 アマチュアスポーツ以外のために観客から入場料金を徴収して行う大会等において利用する場合にあつては、それぞれの額の二倍に相当する額とする。
放送設備(一〇一ワット以上二〇〇ワット以下)	一式半日	三、七四〇円	
放送設備(二〇一ワット以上三〇〇ワット以下)	一式半日	五、六一〇円	
放送設備(三〇一ワット以上)	一式半日	七、三七〇円	
放送装置	一式半日	一、八七〇円	
シャワー	一人一回	一三〇円	
浴室	一人一回	二七〇円	
コインロッカー	一回	五〇円	
野球場スコアボード	一式半日	一、二一〇円	
自動審判時計システム	一式半日	一、八七〇円	
競技用判定装置及び電光掲示板(アイスアリーナ)	一式半日	一、八七〇円	
電光掲示板(体育館及び武道館)	一コート一式半日	一、二一〇円	
電光掲示板(野球場)	一式一時間	三、一九〇円	
大型映像装置(陸上競技場)	一式一時間	八、八〇〇円 (文字のみを表示する場合にあつては、四、四〇〇円)	
ブリーチャー(体育館)	一式半日	三、七四〇円	
ブリーチャー(武道館)	片側一式半日	三、七四〇円	
マイク	一個半日	四〇〇円	

録音再生装置	一式半日	四〇〇円
テント	一張半日	四〇〇円
パラソル	一本半日	一三〇円
机	一脚一回	六〇円
いす	一脚一回	六〇円
ストップウォッチ	一個半日	一三〇円
陸上競技用器具(山梨県小瀬スポーツ公園陸上競技場)	全種目一式半日	二、四二〇円
	一種目一式半日	六〇円
陸上競技用器具(山梨県富士北麓公園陸上競技場及び山梨県小瀬スポーツ公園補助競技場)	全種目一式半日	一、八七〇円
	一種目一式半日	六〇円
鋼製巻尺	一個半日	一三〇円
高度尺	一個半日	一三〇円
バスケットボール競技用器具	一コート一式半日	三四〇円
バレーボール競技用器具	一コート一式半日	三四〇円
ハンドボール競技用器具	一コート一式半日	三四〇円
バドミントン競技用器具	一コート一式半日	一三〇円
バドミントン競技用マット	一コート一式半日	九二〇円
卓球競技用器具	一台一式半日	一三〇円
体操競技用器具	一種目一式半日	二〇〇円
フェンシング競技用器具	一式半日	九二〇円
レスリング競技用マット	一コート一式半日	九二〇円
柔道競技用器具	一試合場一式半日	一三〇円
柔道競技用畳	一試合場一式半日	九二〇円
ウェートリフティング競技用器具	一式半日	九二〇円
ピアノ	一台半日	一、八七〇円
光波測定機	一個一式半日	六八〇円
剣道競技用器具	一試合場一式半日	一三〇円
空手道競技用器具	一試合場一式半日	一三〇円
空手道競技用マット	一試合場一式半日	九二〇円
少林寺拳法競技用器具	一試合場一式半日	一三〇円
少林寺拳法競技用マット	一試合場一式半日	九二〇円
サンドバッグ	一本半日	一三〇円
双眼鏡	一個半日	一三〇円
投影機	一式半日	六、九三〇円
ショートトラックスピードスケート競技用器具	一式半日	九二〇円
アイスホッケー競技用器具	一式半日	三四〇円
ポロカヌー	一式一時間	二四〇円
カナディアンカヌー	一式一時間	三六〇円

カヌーポロ競技用器具	一式一時間	一、〇〇〇円
カヌースラローム競技用器具	一式一時間	三三〇円
ターゲットバードゴルフ競技用器具(クラブ)	一本一日	二二〇円
ターゲットバードゴルフ競技用器具(ボール)	一個一日	二二〇円
自転車(電動アシスト自転車を除く。)	一台一時間	一〇〇円
電動アシスト自転車	一台一時間	二六〇円
四輪自転車(一人乗り)	一台一時間	一〇〇円
四輪自転車(二人乗り)	一台一時間	二二〇円

※令和9年4月1日から利用料金限度額を改定します。「募集要項」5ページの表を参照してください。

備考

- 1 入場料金とは、いかなる名義をもつてするを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 2 半日とは、午前八時三〇分から正午まで、正午から午後五時三〇分まで又は午後五時三〇分から午後九時までをいう。
- 3 柔道競技用畳の利用とは、柔道場又は第二武道場以外に移動して利用する場合をいう。
- 4 一時間を単位として利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。ただし、カヌー場の利用の区分を午前又は午後として利用する場合において、当該区分に属する時間の全部についてポロカヌー、カナディアンカヌー、カヌーポロ競技用器具又はカヌースラローム競技用器具を利用するときは、この限りでない。
- 5 一日とは、午前九時から午後五時までをいう。
- 6 電動アシスト自転車とは、人の力を補うため電動機を用いる自転車をいう。

十 屋外照明を利用する場合

区分		単位	利用料金限度額	摘要
野球場	全点灯	一時間	三一、四三〇円	アマチュアスポーツ以外のために観客から入場料金を徴収して行う大会等において利用する場合には、それぞれの額の二倍に相当する額とする。
	三分の二点灯	一時間	二〇、九五〇円	
	三分の一点灯	一時間	一〇、四八〇円	
	九分の二点灯	一時間	七、〇二〇円	
陸上競技場(小瀬スポーツ公園)	全点灯	一時間	四八、四〇〇円	
	三分の二点灯	一時間	三三、〇〇〇円	
	三分の一点灯	一時間	一六、五〇〇円	
	十五分の二点灯	一時間	六、四九〇円	
陸上競技場(富士北麓公園)	全点灯	一時間	二三、一〇〇円	
	十分の六点灯	一時間	一四、三〇〇円	
	十分の三点灯	一時間	七、〇四〇円	
	十分の一点灯	一時間	二、四二〇円	
庭球場	全点灯	一コート一時間	七二〇円	
球技場	全面点灯	一時間	一、七六〇円	
	半面点灯	一時間	八八〇円	

備考 入場料金とは、いかなる名義をもつてするを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

十一 第十四条第二項の行為をする場合

区分	単位	利用料金限度額
有料公園施設内に広告を表示する行為(大型映像装置により広告を表示する行為を除く。)	一平方メートル 一日	一、九八〇円

○山梨県都市公園条例施行規則

昭和三十九年五月二十五日
山梨県規則第三十四号

山梨県都市公園条例施行規則を次のように定める。

山梨県都市公園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号。以下「条例」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第二条 条例第九条第一項の規定による使用料(以下「使用料」という。)は、前納しなければならない。
(平一五規則二三・一部改正、平一七規則二九・旧第五条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第四条繰上・一部改正)

(使用料の免除等)

第三条 条例第九条第二項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該許可の申請をする際に、使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に当該申請書の提出を不要と認めて別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 条例第九条第三項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由の生じた日から起算して十五日以内に、使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

(昭六一規則五三・旧第六条繰下、平七規則三五・平七規則五六・平八規則三〇・平一二規則一四一・平一四規則三二・一部改正、平一七規則二九・旧第七条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第五条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第十二条第一項の規定による条例別表第五の上欄に掲げる都市公園の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第十二条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(平一七規則二九・追加、平二〇規則一六・旧第六条繰上)

(承認による利用時間の変更に関する技術的読替え等)

第五条 条例第十六条第四項後段の規定による条例別表第六の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える <u>条例別表第六</u> の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第一号ロの表	午前九時	利用時間の開始の時刻
	午後八時三〇分	利用時間の終了の時刻
第二号イの表(補助競技場及び水泳プールに係るものを除く。)	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第二号イの表(補助競技場及び水泳プールに係るものに限る。)	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	～午後五時三〇分	～利用時間の終了の時刻
第二号ロの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻

第三号イの表(野球場及び球技場に係 るものを除く。)	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第三号イの表(野球場及び球技場に係 るものに限る。)	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	～午後五時三〇分	～利用時間の終了の時刻
	から午後五時三〇分	から利用時間の終了の時刻
第四号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	～午後五時三〇分	～利用時間の終了の時刻
第五号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後五時三〇分	利用時間の終了の時刻

- 2 条例第十六条第四項に規定する変更承認(以下この項及び次項において「変更承認」という。)により利用時間の開始の時刻が条例別表第二第二号イの表に規定する利用時間の開始の時刻前となった場合における条例別表第六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を同表の下欄に掲げる金額に加算するものとする。

<u>条例別表第六第一号イの表</u> 、 <u>第二号イの表</u> 、 <u>第三号イの表</u> 、 <u>第四号イの表</u> 及び <u>第五号イの表</u> のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午前の金額を、変更承認に係る利用時間の開始の時刻から午前八時三十分までの時間(当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間)に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午前の金額及び一日の金額
<u>条例別表第六第一号ロの表</u> のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午前九時から正午までの区分の金額を、変更承認に係る利用時間の開始の時刻から午前九時までの時間(当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間)に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午前九時から正午までの区分の金額

- 3 変更承認による利用時間の終了の時刻が条例別表第二第二号イの表に規定する利用時間の終了の時刻後となった場合における条例別表第六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を同表の下欄に掲げる金額に加算するものとする。

<u>条例別表第六第一号イの表</u> 、 <u>第二号イの表</u> (補助競技場及び水泳プールに係るものを除く。)及び <u>第三号イの表</u> (野球場及び球技場に係るものを除く。)のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における夜のコличествоを、午後九時から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間(当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間)に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における夜の金額及び一日の金額
<u>条例別表第六第一号ロの表</u> のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午後五時三十分から午後八時三十分までの区分の金額を、午後八時三十分から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間(当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間)に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午後五時三十分から午後八時三十分までの区分の金額
<u>条例別表第六第二号イの表</u> (補助競技場及び水泳プールに係るものに限る。)、 <u>第三号イの表</u> (野球場及び球技場に係るものに限る。)、 <u>第四号イの表</u> 及び <u>第五号イの表</u> のうち一人(同表にあつては、一艇)についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午後の金額を、午後五時三十分から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間(当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定して得た時間)に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午後の金額及び一日の金額

(平三〇規則九・追加)

(利用料金の免除等)

第六条 条例第十六条第五項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 次に掲げる者が、山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館(屋内プールに限る。)、山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール若しくはアイスアリーナを個人で利用し、又は山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用するとき。 利用料金の全額
- イ 六十五歳以上の者(山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあつては、県内に居住する者に限る。)
- ロ 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者及びその介護を行う者
- ハ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒(土曜日に利用する場合であつて、定期利用に該当しないときに限る。)
- 二 県が公用又は公共用として利用するとき。 利用料金の全額
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。 知事が相当と認める額
(平一七規則二九・追加、平一九規則三・一部改正、平二〇規則一六・旧第七条繰上、平二五規則二〇・平二九規則四・一部改正、平三〇規則九・旧第五条繰下・一部改正、令七規則五五・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第七条 条例第十九条第一項第一号の規則で定める場所は、保管した工作物等の放置されていた都市公園の所在地を管轄する建設事務所(山梨県森林公園金川の森に係るものにあつては、山梨県峡東林務環境事務所)内とする。

2 条例第十九条第二項の保管工作物等一覧簿は、次のとおり閲覧に供するものとする。

- 一 閲覧に供する場所は、全ての建設事務所及び山梨県峡東林務環境事務所内とする。
- 二 閲覧に供する日は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに十二月二十九日から同月三十一日までの日、一月二日及び同月三日を除く日とする。
- 三 閲覧に供する時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。
(平一六規則五五・追加、平一七規則二九・旧第九条繰上・一部改正、平一八規則一・一部改正、平二〇規則一六・旧第八条繰上・一部改正、平三〇規則九・旧第六条繰下)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第八条 条例第二十二條第一項及び第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要
- 四 その他当該競争入札の執行に関し必要な事項

2 条例第二十二條第一項の規則で定める場所は、前条第一項の場所とする。

(平一六規則五五・追加、平一七規則二九・旧第十条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第九条繰上、平三〇規則九・旧第七条繰下)

(損傷等の届出)

第九条 公園施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(昭六一規則五三・追加、平一六規則五五・旧第九条繰下、平一七規則二九・旧第十一条繰上、平二〇規則一六・旧第十条繰上、平三〇規則九・旧第八条繰下)

(書類の様式等)

第十条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)、条例及びこの規則の規定による書類の様式は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 法第五条第一項の規定による公園施設設置許可申請書 第一号様式
- 二 法第五条第一項の規定による公園施設管理許可申請書 第二号様式
- 三 法第六条第二項の規定による都市公園占用許可申請書 第三号様式
- 四 条例第四条第一項の規定による都市公園内制限行為許可申請書 第四号様式
- 五 法第五条第一項及び第六条第三項並びに条例第四条第一項の規定による変更許可申請書 第五号様式
- 六 第三条第一項の規定による使用料免除申請書 第六号様式
- 七 第三条第二項の規定による使用料還付申請書 第七号様式
- 八 条例第十二條第一項の規定による指定管理者指定申請書 第八号様式
- 九 条例第十九條第二項の規定による保管工作物等一覧簿 第九号様式

(昭四三規則五六・昭六一規則二八・一部改正、昭六一規則五三・旧第七条繰下・一部改正、昭六三規則一二・平元規則二一・平七規則三五・平八規則三〇・平一二規則一四一・平一三規則三六・一部改正、平一六規則五五・旧第十条繰下・一部改正、平一七規則二九・旧第十二条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平三〇規則九・旧第九条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年五月一日から適用する。

附 則(昭和四一年規則第二四号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四三年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第二八号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第五三号)

(施行期日)

- 1 この規則中、第一条の規定は昭和六十一年十一月一日から、第二条の規定は昭和六十二年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定の施行前にした山梨県緑が丘スポーツ公園の有料公園施設の利用の許可に係る設備又は器具の使用料については、なお従前の例による。
- 3 第一条の規定の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類とみなす。

附 則(昭和六三年規則第一二号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第二一号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第三八号)

この規則は、平成元年七月二十七日から施行する。

附 則(平成二年規則第一五号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成二年規則第三一号)

この規則は、平成二年八月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第一七号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第三五号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第四二号)

この規則は、平成七年四月二十八日から施行する。

附 則(平成七年規則第五六号)

この規則は、平成七年十月七日から施行する。

附 則(平成八年規則第三〇号)

この規則は、平成八年五月三十日から施行する。

附 則(平成八年規則第三六号)

この規則は、平成八年九月一日から施行する。

附 則(平成九年規則第四一号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第二七号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第五八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(休業日に関する暫定措置)

- 2 この規則の施行の日から平成十一年九月三十日までの間においては、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第一第一号の表山梨県小瀬スポーツ公園及び山梨県

富士北麓公園の有料公園施設(水泳プールを除く。)の項中「火曜日」とあるのは、「月曜日」とする。

- 3 この規則の施行の日から平成十一年十一月三十日までの間においては、新規則別表第一第一号の表山梨県笛吹川フルーツ公園の有料公園施設の項中「水曜日」とあるのは、「月曜日」とする。

附 則(平成一二年規則第一一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一四一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類とみなす。

附 則(平成一三年規則第三六号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第三二号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第一二号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第五五号)

この規則は、山梨県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十六年山梨県条例第四十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一六年一二月一七日)

附 則(平成一七年規則第二九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

(山梨県都市公園条例施行規則に関する経過措置)

- 2 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第五十四号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に同条例による改正後の山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)第十条に規定する都市公園の管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第一条の規定による改正後の山梨県都市公園条例施行規則第六条及び第十一条第十一号並びに第十一号様式の規定の例による。

附 則(平成一七年規則第四〇号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第一六号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第二九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山梨県都市公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則第四号様式による都市公園内制限行為許可申請書は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則第四号様式による都市公園内制限行為許可申請書とみなす。

附 則(平成二五年規則第二〇号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年規則第五五号)

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

第1号様式(第10条関係)

(平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正)

第1号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏名

印

公園施設設置許可申請書

次のとおり公園施設の設置を許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
公園施設の種類 及び構造	設置に必要 な面積	平方メートル	
設置の場所			
設置の目的			
設置の理由			
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事实施の方法			
工事实施の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
原状回復の方法			
使用料の額			円
備考			

注 設計書、仕様書、図面(位置図、平面図、立面図、模写図、断面図等)及び事業計画書を添えること。

第2号様式(第10条関係)

(平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正)

第2号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏 名

印

公園施設管理許可申請書

次のとおり公園施設の管理を許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
公園施設の種類 又は名称	公園施設 の面積	平方メートル	
管理の場所			
管理の目的			
管理の方法			
管理の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の額	円		
備 考			

注 事業計画書を添えること。

第3号様式(第10条関係)

(平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正)

第3号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏 名

印

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書

次のとおり都市公園の占有を許可されるよう申請します。

占有する都市公園の名称	
占有物件の種類及び構造	
占有の場所	
占有の目的	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占有物件等の管理の方法	
工事实施の方法	
工事实施の期間	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法	
使用料の額	円
備 考	

注 設計図、仕様書及び図面(位置図、平面図、立面図、模写図、断面図等)を添えること。

第4号様式(第10条関係)

(平24規則29・全改、平30規則9・一部改正)

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日
 (団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

都市公園内制限行為許可申請書

次の行為について、山梨県都市公園条例第4条第1項の規定により、都市公園内制限行為を許可されるよう申請します。

都市公園の名称	
行為をする場所又は公園施設名	
行為の種類	
行為の内容	方法
行為の目的	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法	
使用料の額	円
備考	
<input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。)	1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等:暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者

注 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第5号様式(第10条関係)

(平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正)

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏 名 印

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日山梨県指令 第 号で許可になった事項を次のとおり変更したいので許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
許可を受けた公園施設又は物件の名称		場 所	
変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 理 由			
変更後の使用料の額	円		

注 公園施設の設置及び都市公園の占用の許可に係る事項を変更する場合にあつては、変更事項を証する設計書、仕様書、図面（位置図、平面図、立面図、模写図及び断面図等）及び事業計画書を添付すること。

第6号様式(第10条関係)

(平元規則21・旧第9号様式繰下、平12規則141・旧第10号様式繰下・一部改正、平16規則55・一部改正、平17規則29・旧第12号様式繰上・一部改正、平20規則16・旧第9号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正)

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

使用料免除申請書

次のとおり使用料の全部(一部)を免除されるよう申請します。

使用料の額 A	円	Aに対するBの割合	
免除を受けようとする額 B	円	納付する使用料の額	円
施設又は物件の名称			
使用期日又は日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
使用の目的			
団体の場合はその名称及び参加人員			
申請の理由			
備 考			

第7号様式(第10条関係)

(平元規則21・旧第10号様式繰下、平12規則141・旧第11号様式繰下・一部改正、平16規則55・一部改正、平17規則29・旧第13号様式繰上・一部改正、平20規則16・旧第10号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正)

第7号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

使用料還付申請書

次のとおり使用料の全部(一部)を還付されるよう申請します。

納付済使用料の額	円
還付を受けようとする額	円
許可を受けた施設又は物件の名称	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
申請の理由	
後日の使用料に充当することの有無	

第8号様式(第10条関係)

(平17規則29・追加、平20規則16・旧第11号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正)

第8号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名 印
電話番号

指定管理者指定申請書

次の都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

都市公園名： _____

第9号様式(第10条関係)

(平16規則55・追加、平17規則29・旧第14号様式繰上・一部改正、平20規則16・旧第12号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正)

